

**農地中間管理事業
規程・要領・様式集
(改訂第7版)**

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

令和7年6月

農地中間管理事業の規程・要領集(改訂第7版)

目 次

	頁
1 農地中間管理事業の流れ	1
特例事業(売買)の流れ	2
2 農地中間管理事業規程	3
3 農地中間管理事業実施要領	
本 文	13
様式- 1 農用地等の借受希望申込書	21
様式- 2 借受希望者の公表一覧	22
様式- 3 応募辞退届出書	23
様式- 4 貸付希望農用地等の機構登録申請書	24
様式- 5 貸付希望農用地等の機構登録の取下げ届出書	26
様式- 6 農地中間管理事業の実施に係る意見書の提出について	27
様式- 6の別紙 事業実施が確実であることの申出書(研修生等)	28
様式- 7 農用地利用集積等促進計画案の作成について	29
様式- 8 農地中間管理事業の実施中止について(依頼)	30
様式- 9 農地中間管理事業の実施中止について(通知)	31
様式-10 農用地利用集積等促進計画	32
様式-10の別添 農業経営の状況等(個人用)	47
様式-10の別添 農業経営の状況等(農地所有適格法人用)	48
様式-10の別添 農業経営の状況等(一般法人用)	50
様式-10の別添 農業関係法令順守の状況	51
(参考) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部改正(令和7年 4月1日施行)に伴う農用地利用集積等促進計画に添付する書類について	52
様式-11 農用地利用集積等促進計画案の提出について	53
様式-12 農用地利用集積等促進計画の認可について(通知)	54
様式-13 農用地の賃借権又は使用貸借による権利の移転申出書(兼同意書)	56
様式-14 農業経営の受委託に係る損益の算定結果の報告について	57
様式-15 農業経営の受委託に係る損益の算定結果の通知について	58
様式-16 委託を受けた農作業の経過及び結果の報告について	59
様式-17 農作業の受委託に係る協議結果の報告について	60
様式-18 農作業の受委託に係る委託料の支払い状況の報告について	61
様式-19 農用地利用集積等促進計画策定の要請について	62
様式-20 物納による賃料等譲渡合意書	63
様式-21 物納による賃料等譲渡合意書の締結について	64
様式-22 物納による賃料等譲渡合意書の締結について(通知)	65
様式-23 物納による賃料等譲渡承諾書	66
(参考) 1 農地中間管理事業の処理チェック表	67
2 農地中間管理事業の処理チェック表(農業委員会の要請)	68
3 農地中間管理事業の処理チェック表(市町兼務)	69
4 促進計画記入例	70
5 物納に係る意見書記入例	71
6 物納に係る促進計画記入例	72

4 特例事業規程	
本文	74
様式-1 特例事業の実施に係る意見書の提出について	92
様式-2 農用地利用集積等促進計画案の作成について	93
様式-3 農用地利用集積等促進計画	94
様式-3の別添 農業経営の状況等(個人用)	99
様式-3の別添 農業経営の状況等(農地所有適格法人用)	100
様式-3の別添 農業関係法令順守の状況	102
様式-4 農用地利用集積等促進計画案の提出について	103
様式-5 農用地利用集積等促進計画の認可について(通知)	104
(参考) 1 特例事業(売買)の処理チェック表	106
2 促進計画記入例(売手→機構)	108
3 促進計画記入例(機構→買手)	109
5 農地中間管理事業関係様式	
(1) 相続人代表者届出書	110
(2) 委任状	112
(参考)相続関係図の作り方	113
(参考)相続人代表者届出書、委任状の作成上の留意事項	114
(3) 農用地貸付利用料口座振込依頼書	115
(4) 届出事項変更届	116
(5) 相続届	117
(6) 機構関連農地整備事業に係る説明書(地権者用)	118
(7) 機構関連農地整備事業に係る説明書(担い手用)	119
(8) 農作業等受委託契約書	120
(9) 特定貸付けを行った旨の証明書(贈与税・相続税猶予関係)	122
(10) 市町職員が機構職員を兼務する場合における農用地利用集積等促進計画策定事務の簡素化について(令和7年4月1日付け農振第536号通知)	123
6 農地貸借の合意解約関係様式	
(1) 農地賃貸借合意解約について(市町→機構)	124
(2) 農地賃貸借合意解約願い(機構あて)	125
(3) 農地賃貸借合意解約書(機構が賃借人)	126
(4) 農地賃貸借合意解約書(機構が賃貸人)	127
(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書(機構が賃借人)	128
(6) 農地法第18条第6項の規定による通知書(機構が賃貸人)	129
(7) 農地使用貸借合意解約について(市町→機構)	130
(8) 農地使用貸借合意解約願い(機構あて)	131
(9) 農地使用貸借合意解約書(機構が借人)	132
(10) 農地使用貸借合意解約書(機構が貸人)	133
(11) 農地の使用貸借解約通知書(機構が借人)	134
(12) 農地の使用貸借解約通知書(機構が貸人)	135
7 農地中間管理事業に係る地域相談員設置要領	136
8 農地中間管理事業における重点実施区域の届出要領	145

農地中間管理事業の流れ

地域の関係者が一体となった担い手への農地利用の集約化

- ◇地域協議を踏まえた「地域計画」の達成による地域内農地の効率的かつ総合的な利用
- ◇担い手や農地に関する情報の収集・共有を通じた適宜かつ適切なマッチング

「地域計画」の達成に向けた“農業を担う者”への貸付け
地域における出し手と受け手のマッチングによる貸付け

市町等による農地中間管理事業の実施に係る意見書の提出

市町等への農用地利用集積等促進計画（案）の作成依頼

市町等による農用地利用集積等促進計画（案）の作成

農業委員会の意見聴取

市町の意見聴取（地域計画区域内）
又は
利害関係人の意見聴取（区域外）

機構による農用地利用集積等促進計画の策定

認可申請

県による農用地利用集積等促進計画の認可及び公告

機構による貸付希望農用地等の中間管理権等の取得
機構から借受希望者（受け手）へ農用地等の貸付け等

※マッチングが成立していない場合

マッチングが成立していない案件については、出し手から「貸付希望農用地等登録申請書」又は受け手から「農用地等借受希望申込書」を提出いただき、承諾のうえ機構のHPで公表するなど、マッチングを支援します。

- ・「地域計画」区域内では、目標地図に即し、“農業を担う者”へ貸付けを行います。
- ・区域外では、農業委員会の要請又は市町が作成する促進計画案に即し、貸付けを行います。

- ・市町等は、「地域計画」やマッチング等に基づき、貸借・農業経営の受委託・農作業の受委託ごとに、意見書を作成します。
- ・売買の場合は、特例事業規程に基づき、特例事業の実施に係る意見書を作成します。

- ・市町等は、促進計画案を、あらかじめ農業委員会の意見を聴取し作成します。

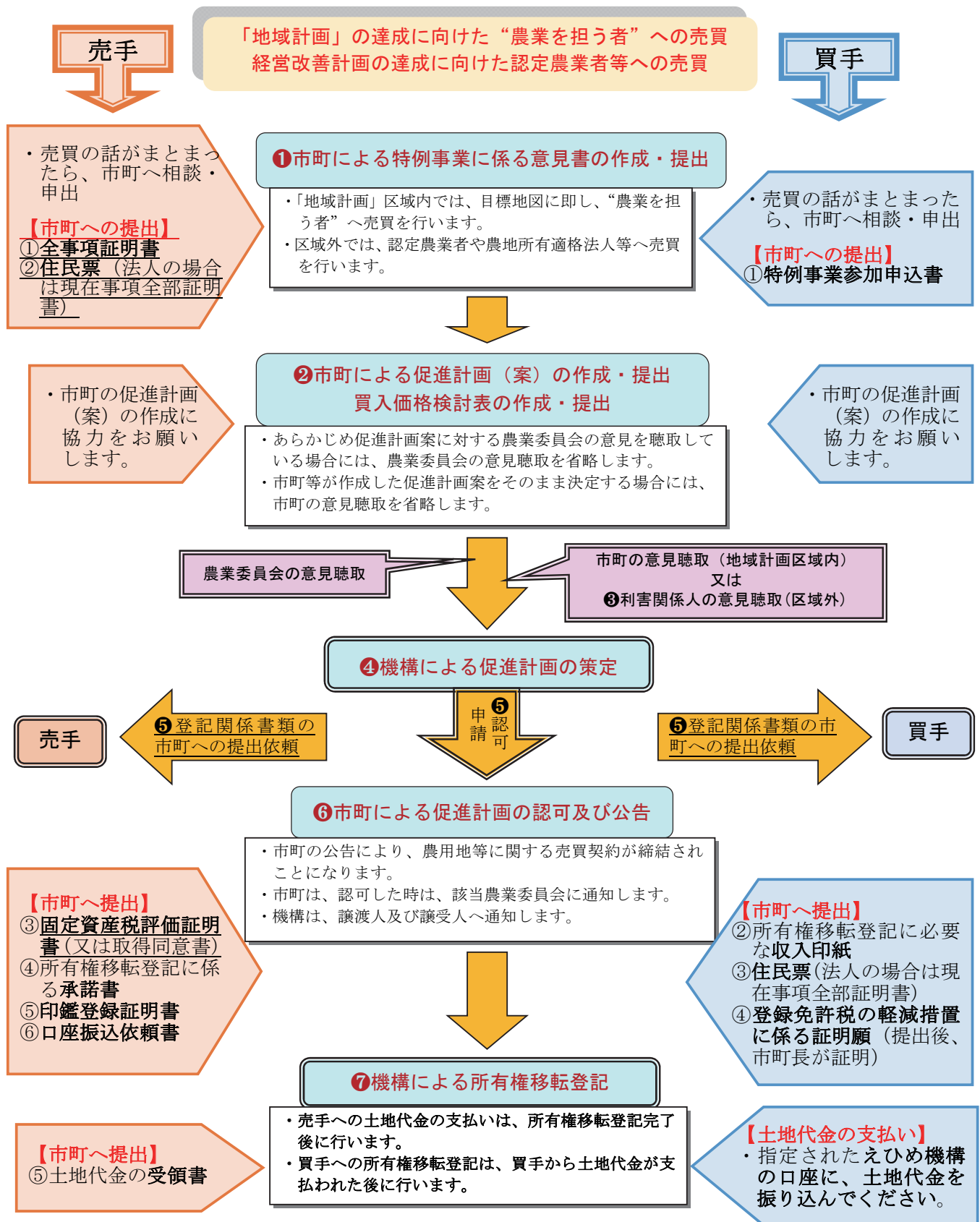
- ・市町等において、あらかじめ促進計画案に対する農業委員会の意見を聴取している場合には、農業委員会の意見聴取を省略します。
- ・市町等が作成した促進計画案を、そのまま促進計画として決定する場合には、市町の意見聴取を省略します。

- ・県は、認可した時は、該当農業委員会に通知します。
- ・機構は、認可を受けた時は、該当市町・出し手・受け手へ通知します。

- ・県の公告により、中間管理権及び農用地等の貸付け等が設定されます。
- ・中間管理権のみ又は農用地等の貸付けのみについても、促進計画により設定を行えます。

※  は、（公財）えひめ農林漁業振興機構の実施業

特例事業（売買）の流れ



※  は、（公財）えひめ農林漁業振興機構の実施業務

農地中間管理事業規程

(令和7年6月12日改正)

農地中間管理事業規程

1 農地中間管理事業の推進体制

- (1) 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（以下「機構」という。）は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の策定主体であり農地行政の基本単位である市町、目標地図（基盤法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。）の素案の作成を行う農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の達成に向けて、一体的に業務を推進するものとする。
- (2) 機構は、可能な限り地域相談員（農地の所有者等への働きかけ、貸付先の掘り起こし等、現場活動を行う機構の職員をいう。）を配置し、市町が地域計画を策定又は変更する際には、農業者等の協議の場（基盤法第 18 条第 1 項の協議の場をいう。）に参加するよう努めるとともに、地域計画の策定又は変更に向けて、市町及び農業委員会への積極的な協力を行う。
- (3) 機構は、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第 19 条の規定による市町等の協力及び法第 18 条第 11 項の規定による農業委員会からの要請（以下「農業委員会の要請」という。）を活用しつつ、地域相談員等による現場での調整活動を積極的に行い、農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を作成するものとする。

2 農地中間管理事業を重点的に実施する区域

- (1) 機構は、地域計画の区域内において、農地中間管理事業を重点的に実施するものとする。
- (2) ただし、（1）の区域以外の区域（都市計画法第 7 条第 1 項の市街化区域と定められた区域（当該区域外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第 23 条第 1 項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く。）でも農地中間管理事業を実施することができる。

3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

- (1) 機構は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める基準により農地中間管理権を取得するものとする。
 - ① 地域計画の区域内の農用地等
地域計画の区域内の農用地等については、地域計画の達成に向けて、遊休農地（農地法第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する農地をいう。以下同じ。）を含め、積極的に農地中間管理権を取得するものとする。ただし、当該農用地等が、目

標地図において「今後検討等」とされているなど、借受希望者が明確でない場合（当該遊休農地等の解消後に受け手の確保が見込まれる場合は除く。）又は1号遊休農地の黄色区分（注）であって、基盤整備事業による利用条件の改善が予定されていない場合はこの限りでない。

（注）現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法第32条第1項第1号の遊休農地）のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできず、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地をいう。

② 地域計画の区域外の農用地等

地域計画の区域外の農用地等については、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると認められる場合には、借受希望者が見込まれないときを除き、農地中間管理権を取得することを検討するものとする。

（2）機構は、（1）にかかわらず、農用地等として利用することが著しく困難なものとして次に掲げるものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。

① 農業委員会による利用状況調査（農地法第30条）において再生利用が困難と判定されている農地

② 用排水や接道が無い狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないもの

3-2 農地中間管理権の取得の方法

（1）機構は、地域計画の区域内の農用地等においては、地域計画の達成に資するよう、農業委員会等の関係機関と連携して、地域計画の区域内の農用地等の所有者等に対し、農地中間管理権の取得に向けた協議の申し入れを積極的に行うほか、農用地等の所有者等からの申出に応じて協議を行う。この場合、農用地等の所有者等の意向を踏まえた上で、権利設定に当たっての具体的な内容（促進計画の記載事項である権利設定の始期・終期・存続期間、借賃、借賃の支払方法等）の協議を計画的に行う。

（2）機構は、地域計画の区域外の農用地等において、農地中間管理権を取得する際には、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による市町等からの促進計画の案の提出があった場合を基本として、農用地等の所有者等との協議を行う。

（3）機構は、一括方式（農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を一の促進計画で行うことをいう。）によるほか、一括方式によらない場合であっても、機構が借受希望者に可能な限り短期間で貸し付けることができる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。

（4）農地中間管理権の存続期間又は残存期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう、原則として10年以上となるようにするものとする。ただし、所有者等が5年以上10年未満の期間を希望する場合には、協議を行う。

（5）機構は、農地中間管理権の取得に当たって遊休農地の解消に向けた措置が講じられ

れば貸付けが行われると見込まれる場合には、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すとともに、遊休農地の解消に向けた国等の予算事業を活用し、農地の有効利用に努めるものとする。

- (6) 機構は、利用意向調査（農地法第 32 条及び第 33 条）の後、農業委員会から、機構と協議すべきことを勧告した旨の通知（農地法第 36 条）、又は所有者等を確知することができない旨の通知（農地法第 41 条）を受けた地域計画の区域内の農地については、「3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、速やかに申請書類を整え、整ったものから順次、農地中間管理権の裁定に係る申請（基盤法第 22 条の 7 の規定により読み替えて適用する農地法第 37 条又は第 41 条）を行うことができる。
- (7) 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第 87 の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（土地改良法第 96 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面（電磁的記録を含む。）の交付により説明を行うものとする。

3-3 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先の決定ルール）

(1) 地域計画の区域内の農用地等

機構は、地域計画の区域内の農用地等において、促進計画の策定によって農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、基盤法第 19 条第 3 項の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（以下「農業を担う者」という。）に当該農用地等を貸し付けるものとする。また、農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付ける必要が生じた場合、市町が、地域計画の変更を行った上で、当該変更後の地域計画に即して促進計画を定めることが原則となるが、次の①から③までのいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外の者への権利の設定が「地域計画の達成に資する」ことを市町が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付けることができるものとする。

- ① 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる場合や、農業を担う者がいない農用地等において農業を担う者として適当なものが見つかった場合等であって、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき
- ② 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき
- ③ 農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける場合（地域計画の達成に支障を生じない場合に限る。）

(2) 地域計画の区域外の農用地等

- ① 機構は、地域計画の区域外の農用地等では、農業委員会の要請又は法第 19 条第 2 項の規定による市町等からの促進計画の案の提出があった場合に、貸付けを行う

ことを基本とする。

- ② 機構は、農業委員会又は市町等からの提出のあった促進計画の案について、次のア～エの観点について十分に確認した上で、貸付先の決定を行う。

ア 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資するものであること。

イ 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること。

ウ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること。

エ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること。

- ③ 機構は、機構のホームページに、当該促進計画について利害関係人が意見を提出することができる期間及び意見提出の方法（電子メール、郵送等）を明示した上で、意見聴取を行うものとする。

（３）貸付期間

機構の貸付期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう長期とすることを基本とするが、地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農用地等の再配分ができるよう措置するものとする。

- （４）農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、貸付先に対し書面（電磁的記録を含む。）の交付により説明を行うものとする。

４－１ 農業経営の委託を受ける農用地等の基準

機構は、農業経営の委託が、必ずしも一般的に行われているものではないことを踏まえ、貸借を基本とした上で、やむを得ない事情により、貸借が困難であると認められる場合に農業経営の委託の協議を行うものとする。

- （１）機構は、農業経営の受託者（機構から農業経営等の委託を受ける者をいう。以下同じ。）が特定されている場合に限り、委託者（機構に農業経営等の委託を行う者をいう。以下同じ。）と農業経営の委託の協議を行うものとする。
- （２）その他の基準については、「３－１ 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」を準用する。

４－２ 農業経営の受託の方法

- （１）農業経営の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整（促進計画の記載事項である権利設定の始期・終期、存続期間、損益の算定基準、決済の相手方、決済の方法等）を行い、調整が調ったものを取り扱うこととし、委託の一括方式（委託者から機構への委託及び機構から受託者への委託を一つの促進計画で行うことをいう。以下同じ。）により取り扱うことを原則とする。
- （２）農業経営の受託に係る権利の存続期間又は残存期間については、機構が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。
- （３）その他の方法については、「３－２ 農地中間管理権の取得の方法」に準じるもの

とする（３－２の（７）を除く。）。

４－３ 農業経営の委託を行う方法（受託者の決定ルール）

農業経営の委託については、「３－３ 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先の決定ルール）」及び「４－２ 農業経営の受託の方法」に準じるものとする。

５－１ 農作業の委託を受ける農用地等の基準

- （１）機構は、地域計画の区域内の農用地等については、地域計画の達成に資する場合には、農作業を受託することができるものとする。
- （２）事業の効率的かつ効果的な実施の観点から、農作業の受託については将来的に農地中間管理権の設定に移行することが見込まれるものを対象とすることが適当であることから、機構が受託する農作業の種類については、「特定農作業受託（注）」又は「基幹三作業以上の受託」を原則とする。

（注）「特定農作業受託」とは、受託者が基幹三作業（水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。）の全てを受託して自ら農作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のこと。

５－２ 農作業の受託の方法

- （１）農作業の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整（促進計画の記載事項である農作業の内容、農作業の委託に係る始期・終期・契約期間、対価、支払方法等）を行い、調整が調ったものを取り扱うこととし、委託の一括方式により取り扱うことを原則とする。
- （２）対価の支払方法については、委託者及び受託者で協議の上、機構を経由しないで行うことを原則とする。
- （３）促進計画に定められた農作業の経過及び結果については、受託者が書面等により作業内容ごとに記録し、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により機構に直接報告するとともに、委託者に対してもその写しを提供する。
- （４）促進計画の定めのない事項は、委託者と受託者との間で適宜取り決めることとし、機構に対してもその内容を書面等により提供する。
- （５）農作業の受託に係る契約期間については、機構が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。

５－３ 農作業の委託を行う方法（受託者の決定ルール）

農作業の委託については、「３－３ 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先の決定ルール）」及び「５－２ 農作業の受託の方法」に準じるものとする。

6-1 賃料の水準及び支払いの方法

- (1) 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案しつつ、当該地域における基盤整備の状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が所有者及び貸付先と協議の上、決定することを原則とする。
- (2) 機構が借り受けるとき及び機構が貸し付けるときの賃料の支払の方法については、機構が所有者及び貸付先と協議の上、決定することを原則とする。

6-2 委託料の水準及び決済等の方法

- (1) 機構が農業経営を受託するとき及び機構が農業経営の委託をするときの農業経営に係る損益については、委託者に帰属する。

基本的な農業経営に係る損益の計算式及び決済の方法については、「農業経営に係る販売金額（共済金等を含む。）」から「農業経営に係る受託経費（受託報酬を含む。）」を差引き、販売金額が受託経費を上回った場合は受託者から委託者へ、販売金額が受託経費を下回った場合は委託者から受託者へ差額を支払うことを原則とする。

具体的な損益の算定については、機構が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。
- (2) 機構が農作業を受託するとき及び機構が農作業を委託するときの委託料及び支払の方法については、機構が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。

7 農地中間管理権等の解除

- (1) 機構の有する農地中間管理権又は農業経営等の受託に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借、農業経営等の受託又は農作業の委託に係る契約の解除をするものとする。ただし、地域計画の区域内においては、当該区域内の農用地等の効率的かつ総合的な利用に向けて、関係機関が連携して新たな受け手の掘り起こしを行い、受け手の確保に努めるものとする。
 - ① 農地中間管理権の取得後 1 年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
 - ② 農用地等の貸付けの終了後 1 年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
 - ③ 農業経営等の委託を受けてから 1 月を経過してもなお当該農用地の農業経営等の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。
 - ④ 農業経営等の委託が終了してから 1 月を経過してもなお当該農用地の農業経営等の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。
 - ⑤ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

- (2) なお、解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

8 農用地等の利用状況の報告等

機構は、農業委員会の利用状況調査や農地パトロール、近隣住民からの通報等により、機構から賃借権の設定等又は農作業の委託を受けた者が、当該農用地等を適正に利用していないおそれがある場合には、当該農用地等を現地確認した上で、法第21条第2項の規定により賃借権の設定等又は農作業の委託を解除する必要があるか否かの判断を行う上で必要な限度において、報告書の様式や提出期限等を明示した上で、書面（電磁的記録を含む。）により農用地等の利用状況又は農用地等に係る農業経営等の状況についての報告を求めるものとする。

9 農地中間管理権を有する農用地等の利用条件の改善を図る業務の実施基準

機構は、農用地等が所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件の改善を図る業務（法第2条第3項第5号に掲げる業務をいう。）を行うものとする。

- ① 当該農用地等の具体的な貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件の改善を希望しているとき。
- ② 利用条件の改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

10 農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制

機構の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

11 農地中間管理事業に係る業務委託の基準

- (1) 機構は、農地中間管理権の取得の決定等を除き、賃料の収受・支払、未収賃料の回収、畦畔・法面の修繕、管理耕作、利用条件改善の業務、データ管理等の業務について、必要に応じて市町、市町公社、農業協同組合、土地改良区等の同意を得た上で業務委託を行うことができる。
- (2) 機構は、農地中間管理事業に係る業務のうち委託しようとする業務を適切かつ確実に実施することができる者であるかどうか、相手方の能力・実績等を確認した上で、判断するものとする。
- (3) 機構は、市町以外に業務委託を行った場合には、当該委託先の名称及び住所を市町に通知し、市町と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。
- (4) 機構は、業務委託に当たっては、各経費の内訳ごとの単価の考え方を明確にすることとする。なお、単価の考え方については、「農地中間管理事業の業務委託に係る補

助事業の適正執行について（令和 5 年 3 月 28 日付け 4 経営第 3152 号農林水産省経営局農地政策課農地集積・集約化促進室長通知。以下「補助事業の適正執行に係る通知」という。）」を基本とし、これにより難しい場合には考え方を明確にした上で機構において適正な単価を算定することもできる。

- （5）機構は、委託コストの削減に努めるとともに、透明性を担保する観点から、毎年度の事業計画等において委託する業務内容を明確にし、委託費用の支出に当たっては、補助事業の適正執行に係る通知に基づき、委託した業務が適正に実施されているか、業務の実施のための経費が適切に支出されているかを確認するため、実績の報告を求める際には、実績報告書の他に関係資料の提出を求めるものとする。確認の結果、内容に疑義がある場合にも同通知に基づき適正に対応するものとする。

12 共有者不明農用地等の対応

- （1）機構は、共有持分を有する者の一人が判明しており、かつ、2 分の 1 以上の共有持分を有する者を確知することができない農用地等について促進計画を定めようとするときは、農業委員会に対し、不確知共有者に関する情報の探索を要請するものとする。
- （2）機構は、農業委員会に対し（1）の要請をするときは、定めようとする促進計画を併せて提出するものとする。
- （3）機構は、農業委員会から、不確知共有者のみなし同意（法第 22 条の 4 に規定する同意をいう。）の通知があったときは、当該農用地等に係る促進計画について県知事に認可申請を行うものとする。

13 遊休農地への対応

- （1）機構は、農地法第 32 条又は第 33 条に規定する利用意向調査において、所有者等が農地中間管理事業を利用する意思を表明した農地について、農業委員会から同法第 35 条に基づく通知があった場合、「3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、当該農地の所有者等に対し、当該農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。
- （2）地域計画の区域内で農地法第 36 条に基づき、農業委員会が機構による農地中間管理権の取得について当該機構と協議すべきことを農地の所有者等に勧告した場合において、当該勧告を受けた者との協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、機構は、「3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、速やかに申請書類を整え、整ったものから順次、基盤法第 22 条の 7 の規定により読み替えて適用する農地法第 37 条の規定に基づき、県知事に対し、当該農地の農地中間管理権の設定に関し裁定を申請することができる。なお、当該勧告に係る農地が地域計画の区域外の場合においても、「3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、申請書類を整え、整ったものから順次、同条の規定に基づき、裁定を申請することができる。

- (3) 機構は、地域計画の区域内で所有者等を確知することができない農地について、農業委員会から農地法第 41 条に基づく通知があった場合、「3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から順次、基盤法第 22 条の 7 の規定により読み替えて適用する農地法第 41 条の規定に基づき、県知事に対し、当該農地の利用権の設定に関し裁定を申請することができる。なお、当該農地が地域計画の区域外の場合においても、「3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、申請書類を整え、整ったものから順次、同条の規定に基づき、裁定を申請することができる。

14 不適正な事案が生じた場合の対応

- (1) 機構は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報情報の漏えいや賃料の誤収受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに県知事に報告し、必要に応じて指導を仰ぐこととする。
- (2) 機構は、(1) の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

附 則

この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定による県知事の承認のあった日から施行する。(平成 26 年 4 月 1 日)

附 則

この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定による県知事の承認のあった日から施行する。(平成 29 年 7 月 7 日)

附 則

この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定による県知事の承認のあった日から施行する。(令和元年 11 月 1 日)

附 則

この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定による県知事の承認のあった日から施行する。(令和 3 年 4 月 1 日)

附 則

この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定による県知事の承認のあった日から施行する。(令和 5 年 4 月 1 日)

附 則

この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第1項の規定による県知事の承認のあった日から施行する。（令和7年6月12日）

**農地中間管理事業実施要領
及び要領関係様式
(令和7年4月1日改正)**

農地中間管理事業実施要領

第1 目的

本要領は、農地中間管理事業の実施に関する事業規程（以下「事業規程」という。）に基づき、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（以下「機構」という。）が行う農地中間管理事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 農地中間管理事業実施の趣旨

機構が行う農地中間管理事業は、本県農業の担い手への農用地等の利用集積及び担い手の確保・育成等により、農用地等の利用の効率化及び高度化を促進しようとするものである。

第3 農地中間管理権を取得する農用地等

機構が農地中間管理権を取得する農用地等は、農業経営基盤強化促進法第19条第3項に規定する地図（以下「目標地図」という。）に位置付けられた農業を担う者、認定農業者、特定農業法人、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農法人、企業・農協等の団体又は特に機構が認めた者（別表）が、原則として1年以内に借り受けることが確実と見込まれる農用地等とする。

第4 借受希望者の登録手続等

（1）応募の対象

借受希望者（借り受ける農用地等が決まっている者を除く。）の応募に応じることができるのは、目標地図に位置付けられた農業を担う者、認定農業者、特定農業法人、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農法人、企業・農協等の団体等とする。このうち、農業を担う者、認定農業者及び認定新規就農者は予定者を含める。

（2）応募方法

借受希望者は、「農用地等の借受希望申込書（様式-1）」に必要な事項を記載のうえ、機構、市町又は農業委員会に提出する。

（3）市町の処理

市町は、市町及び農業委員会に提出された借受希望申込書を取りまとめて機構に提出するとともに、1部を複写して保管する。

（4）借受希望の公表

機構は、借受希望申込書をリスト化して（様式-2）、ホームページで公表する。掲載期間は1年とし、取下げの申し出がなければ自動更新する。

（5）応募の取下げ

借受希望者が応募を取り下げる場合には、「応募辞退届出書（様式-3）」に必要な事項を記載のうえ、機構、市町又は農業委員会に提出する。

（6）農用地等の貸付希望者等との調整

市町は、農業委員会等の協力を得て、借受希望者が求める農用地等の所有者に貸付意向や貸付条件等の調査を行い、借受希望者と協議する。

第5 貸付希望者の登録手続等

(1) 申請方法

貸付希望者（農用地等の貸付先が決まっている者を除く。）は、「貸付希望農用地等の機構登録申請書（様式-4）」に必要な事項を記載して、市町又は農業委員会に提出する。

(2) 市町の処理

市町は、市町及び農業委員会に提出された貸付希望申請書を取りまとめ機構に提出するとともに、1部を複写して保管する。

(3) 貸付希望の公表

機構は、貸付希望申請書をリスト化してホームページで公表する。掲載期間は1年とし、取下げの申し出がなければ自動更新する。

(4) 登録の取下げ

貸付希望者が登録を取り下げる場合には、「貸付希望農用地等の機構登録の取下げ届出書（様式-5）」に必要な事項を記載のうえ、市町又は農業委員会を通じて機構に提出する。

第6 農業委員会による遊休農地等の利用意向調査

(1) 調査結果の報告

農業委員会は、農地法第32条又は第33条に基づいて遊休農地等の利用意向調査を行い、所有者から農地中間管理事業を利用する意思が表明されたときには、その結果を機構に通知する。

なお、このとき農業委員会は、借り手と貸し手の双方が合意している場合又は借り手が1年以内に借り受けることが確実と見込まれる場合に該当する遊休農地等については、「農地中間管理事業の実施に係る意見書の提出について（様式-6）」を添付する。

(2) 農地中間管理権の取得の申入れ

機構は、農地中間管理事業を利用する意思が表明された遊休農地等のうち、意見書が添付された遊休農地等については、農地中間管理権を取得するため当該遊休農地等の所有者に協議を申し入れる。

(3) 農地中間管理権を取得しない遊休農地等

機構は、前項（2）を除く遊休農地等については、農地中間管理権を取得しない旨を農業委員会及び当該遊休農地等の所有者に通知する。

(4) 利用意向の表明がない遊休農地等の情報

機構は、農業委員会から遊休農地等の利用意向調査において、農地中間管理事業を利用する意思が表明された遊休農地以外について情報の提供を受けた場合は、農地中間管理権の取得の可否を農業委員会へ報告する。

第7 農地中間管理事業の実施

(1) 農地中間管理事業の実施に係る意見書の提出

市町又は農用地の利用の促進を行う者で市町が指定する者（以下「市町等」という。）は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）等に即して、出し手又は受け手の農業者等から農用地等の貸借、農業経営の受委託又は農作業の受委託の申し出があり、農地中間管理事業を実施する場合には、「農地中間管理事業の実施に係る意見書の提出について（様式-6）」を作成し、市

町を通じて機構に提出する。

(2) 農用地利用集積等促進計画案の作成依頼

機構は、市町等から提出された意見書の内容等を確認し、農地中間管理事業の実施が適当と判断される場合には、「農用地利用集積等促進計画案の作成について(様式-7)」により、農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。)の案の作成を、市町を通じて市町等に依頼する。

(3) 農地中間管理事業の実施中止

- ① 市町等は、農地中間管理事業の実施を取り下げる場合には、「農地中間管理事業の実施中止について(依頼)(様式-8)」により、速やかに市町を通じて機構に申し出る。
- ② 機構は、中止事由等を確認のうえ、農地中間管理事業の実施中止を決定し、「農地中間管理事業の実施中止について(通知)(様式-9)」により、市町を通じて市町等に通知する。

第8 農地中間管理権の取得

(1) 農地中間管理権の取得の手続き及び決定

- ① 市町等は、第7の(2)の機構からの依頼に基づき、農業委員会の意見を聴取したうえで、「農用地利用集積等促進計画(様式-10)」の案を作成し、「農用地利用集積等促進計画案の提出について(様式-11)」により、市町を通じて機構に提出する。
- ② 機構は、市町等から提出された促進計画の案の記載内容等を確認し、促進計画の案に基づき促進計画を策定する場合、当該農用地等が地域計画の区域外の農用地等であるときは、当該農用地等の概要を機構のホームページに一定期間掲載し、利害関係人の意見を募集する。この場合、市町職員が機構職員を兼務する市町に係る促進計画について、優先して利害関係人の意見を募集する。
- ③ 機構は、②により利害関係人から意見を募集した結果を踏まえ、促進計画を策定し、利害関係人の意見を添えて市町に認可を申請し、認可を受けたときは、「農用地利用集積等促進計画の認可について(通知)(様式-12)」により、当該農用地等の所有者へ通知する。

(2) 農地中間管理権の解除

機構は、農地中間管理権を保有する農用地等が、次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて当該農用地等の農地中間管理権を解除し、市町に通知する。

- ① 農地中間管理権を取得したのち、1年を経過しても当該農用地等を貸し付ける見込みがないとき
- ② 災害その他の事由により、農用地等としての利用を継続することが困難となったとき
- ③ 農用地等の所有者の事情により、機構による農地中間管理権の保有が困難となったとき

(3) 農地中間管理権を保有した農用地等の保全管理

機構が農地中間管理権を取得した農用地等の保全管理は、市町が推薦する農作業受託者に委託する。ただし、当該農用地等を保全管理する者が見つからない場合には、所有者と協議のうえ、当該所有者に保全管理を求める。

(4) 農地中間管理権を保有した農用地等の農作業受委託

機構は、農地中間管理権を取得後、促進計画により借受希望者に貸し付けるまで、借

受希望者が希望すれば、農作業受委託契約を結ぶことができる。

第9 農用地等の貸付け

(1) 農用地等の貸付けの手続き及び決定

農用地等の貸付けの手続き及び決定については、「第8の(1) 農地中間管理権の取得の手続き及び決定」に準じるものとする。

(2) 賃貸借又は使用貸借による権利の移転

① 機構により設定された賃貸借又は使用貸借による権利の移転を受けようとする借受希望者は、権利の移転をしようとする者の同意を得たうえで、「農用地の賃借権又は使用貸借による権利の移転申出書（兼同意書）（様式-13）」を作成し、市町に申し出る。

② 申し出を受けた市町は、農業委員会の意見を聴取したうえで、移転に係る「農用地利用集積等促進計画（様式-10）」の案を作成し、「農用地利用集積等促進計画案の提出について（様式-11）」により、機構に提出する。

③ 市町から提出を受けた機構は、第8の(1)の②に規定する方法により、利害関係人の意見を募集したうえで、移転に係る促進計画を策定し、市町の認可を得たのち、「農用地利用集積等促進計画の認可について（通知）（様式-12）」により、①により申し出た者へ通知する。この場合、市町職員が機構職員を兼務する市町に係る促進計画について、優先して利害関係人の意見を募集する。

(3) 賃貸借又は使用貸借の解除

機構は、機構から農用地等を借り受けた者が次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、当該農用地等の賃貸借又は使用貸借にかかる契約を解除し、借受者及び農用地等が所在する市町に通知する。

① 借受者が、当該農用地を適正に利用していないと認められる場合

② 借受者が、正当な理由がなく機構が求める当該農用地等の利用状況報告に応じなかった場合

③ 機構が、農業委員会から農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けた場合

④ 借受者が、関係法令に違反するなど機構が貸し付けることが適当でないと認められる場合

第10 農業経営の受委託

(1) 農業経営の受委託の手続き及び決定

農業経営の受委託の手続き及び決定については、「第8の(1) 農地中間管理権の取得の手続き及び決定」に準じるものとする。

(2) 農業経営の受委託に係る損益の算定

① 農業経営の受委託に係る損益については、農業経営に係る販売金額（共済金等を含む。）から農業経営に係る受託経費（受託報酬を含む。）を差引くことにより算定することを原則とする。なお、具体的な損益の算定については、機構が委託者及び受託者と協議の上、決定する。

② 受託者は、委託を受けた農業経営に係る販売金額（共済金等を含む。）及び受託経費（受託報酬を含む。）の内訳を、栽培した作物等ごとに整理するものとする。

③ 受託者は、毎年、委託を受けた農業経営が終了したときには、農業経営の受委託に

係る損益の算定結果を「農業経営の受委託に係る損益の算定結果の報告について（様式-14）」により、速やかに市町を通じて機構に報告するものとする。

- ④ 機構は、報告のあった農業経営に係る損益の算定結果の内容等を確認し、確認結果を「農業経営の受委託に係る損益の算定結果の通知について（様式-15）」により、当該市町、委託者及び受託者に通知する。

（3）農業経営の受委託に係る損益の支払い

農業経営の受委託に係る損益の支払いについては、（2）の算定結果に基づき、機構を通じて、販売金額が受託経費を上回った場合は受託者から委託者へ、販売金額が受託経費を下回った場合は委託者から受託者へ差額を支払うことを原則とする。

第11 農作業の受委託

（1）農作業の受委託の手続き及び決定

農作業の受委託の手続き及び決定については、「第8の（1）農地中間管理権の取得の手続き及び決定」に準じるものとする。

（2）委託を受けた農作業の実施方法

- ① 受託者は、委託を受けた農作業を実施する場合には、事前に委託者にその旨を通知するとともに、委託を受けた農作業の経過及び結果を作業内容ごとに記録するものとする。
- ② 受託者は、委託を受けた農作業が終了したときには、その経過及び結果を「委託を受けた農作業の経過及び結果の報告について（様式-16）」により、速やかに委託者に直接報告するとともに、市町を通じて機構に報告するものとする。
- ③ 促進計画に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議のうえ、決定することを原則とし、受託者は、協議結果を「農作業の受委託に係る協議結果の報告について（様式-17）」により、市町を通じて機構に報告するものとする。

（3）農作業の受委託に係る委託料の支払い

- ① 農作業の受委託に係る委託料の支払いについては、委託者及び受託者が協議のうえ、機構を経由しないで直接行うものとする。
- ② （2）の②により報告を受けた委託者は、委託した農作業の実施状況等を確認し、適正に実施されていると認める場合には、速やかにその旨を受託者に通知し、農作業の委託に係る委託料を支払うものとする。
- ③ ②により委託料を支払った委託者は、委託料の支払い状況を「農作業の受委託に係る委託料の支払い状況の報告について（様式-18）」により、市町を通じて機構に報告するものとする。

第12 農業委員会の要請

農業委員会は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、機構に対して促進計画を定めることを要請する場合には、要請内容について市町等と情報共有や調整等を図ったうえで、「農用地利用集積等促進計画策定の要請について（様式-19）」に促進計画（様式-10）の案を添付し、機構に提出する。

第13 賃料等の物納

- （1）促進計画に係る賃料等の物納については、賃料等の支払実績や支払いに関わる地域慣行等のやむを得ない事情がある場合に限り、機構が収受する賃料等を出し手に債権譲渡

し、出し手と受け手が相対で支払う方法により対応するものとする。

(2) 物納による賃料等譲渡合意書の締結

- ① 出し手は、賃料等を物納とする場合には、受け手の合意のもと、「物納による賃料等譲渡合意書（様式-20）」（以下「合意書」という。）に必要な事項を記入し、市町に2部提出する。
- ② 市町は、提出された合意書の内容を確認し、農地中間管理事業の実施に係る意見書に添付して機構に2部提出する。
- ③ 機構は、提出された合意書の内容を確認のうえ合意書を2部作成し、1部を出し手に送付するとともに、その写しを受け手及び市町に通知する。（様式-21、様式-22）

(3) 物納による賃料等譲渡承諾書の提出

- ① 受け手は、賃料等の物納に同意する場合には、「物納による賃料等譲渡承諾書（様式-23）」（以下「承諾書」という。）に必要な事項を記入し、市町に提出する。
- ② 市町は、提出された承諾書の内容を確認し、農地中間管理事業の実施に係る意見書に添付して機構に提出する。

(4) 物納の支払

- ① 賃料等の物納については、促進計画に基づき受け手から出し手に直接支払うものとする。なお、支払いに係る軽微な変更や促進計画に記載されていない必要事項等については、出し手及び受け手が協議し決定する。
- ② 機構は、機構が債権譲渡した物納による賃料等について、支払い及び収受に関する一切の責任を負わない。

第14 農用地等の利用条件の改善を図る業務の実施基準

機構は、農地中間管理権の設定期間が10年以上あり、かつ次の事項のすべてに該当するときは、機構が農地中間管理権を有する農用地等について軽微な利用条件の改善を行うことができる。

なお、利用条件改善業務の実施に当たっては、できる限り国又は地方公共団体等の事業を活用する。

- ① 当該農用地等の借受希望者が確保され、かつその借受希望者が農用地等の利用条件の改善を希望していること。
- ② 当該農用地等の所有者の合意が得られていること。
- ③ 当該農用地等の周辺農家等との調整ができていること。
- ④ 機構が農地中間管理権を解除する場合に、農用地等の所有者が条件整備した農用地等の現状復帰を求めないこと。

第15 地域相談員の設置

機構は、必要に応じて市町において、次の業務を行う地域相談員を委嘱する。

- ① 1年以内に借り受けられることが確実と見込まれる農用地等について状況を調査し、機構が農地中間管理権を取得する際に助言すること。
- ② 機構が農地中間管理権を取得した農用地等について、必要に応じ、保全管理を委託できる者を市町に推薦すること。
- ③ その他、市町が事業を推進するうえで必要と認めた業務

第16 業務の委託

- (1) 機構は、市町が地域計画の策定や農業委員会と連携して農用地等の集積・集約化に重要な役割を果たしていることから、農地中間管理事業に係る次の業務を原則として市町に委託する。
- ① 借受農用地等の事前調査（出し手の掘り起こし、土地条件、位置・権利関係の確認等）
 - ② 事業の実施に係る出し手及び受け手との交渉業務
 - ③ 促進計画の作成支援業務
 - ④ 促進計画案の作成業務
 - ⑤ 促進計画の設定・変更・解除に関する業務
 - ⑥ 事業の実施に係る必要な書類の収集と確認業務
 - ⑦ 事業の実施後における農用地等の利用に関する状況の把握及び農用地等の適正利用に関する確認業務
 - ⑧ 利用条件改善意向調査業務
 - ⑨ 土地所有者及び貸付先に対する機構関連事業が行われることがあることの説明
 - ⑩ 相談窓口・広報業務
 - ⑪ 機構との連絡調整業務
 - ⑫ 関係機関、団体等との連絡調整業務
- (2) 市町は、委託業務を行うに当たっては、農業委員会と連携して推進するものとする。
- (3) 市町は、必要に応じて（1）に定める業務の一部を農業委員会に委任することができる。
- (4) 機構は、市町が委託業務を適切に遂行できると認めた組織又は団体であって、市町・農業委員会の職員が当該組織又は団体の構成員に含まれる場合には、市町に代えて当該組織又は団体に、（1）に定める業務の一部を委託することができる。
- (5) 機構は、必要に応じて愛媛県土地改良事業団体連合会、土地改良区又は農業協同組合等に、農用地等の利用条件改善業務及び（1）に定める業務の一部を委託することができる。

第17 円滑な推進体制の整備

- (1) 機構は、その事務所に農地中間管理事業に関する相談及び苦情に対応する窓口を設置するとともに、ホームページにより農地中間管理事業を周知する。
- (2) 機構は、農地中間管理事業の推進に当たり、次に掲げる事項を把握するとともに、機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の醸成に努める。
- ① 市町の各区域における地域計画の推進の状況
 - ② 当該区域における経営体の状況
 - ③ 当該区域における機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の状況
 - ④ 当該区域内の遊休農地等の現状及び今後の見通し等
- (3) 機構は、農地中間管理事業の推進に当たり、地域計画の推進等に関する情報を市町と共有する等、市町及び農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と密接に連携し、地域計画を核として一体的に業務を運営する。

第18 その他

この要領に定めるもののほか、農地中間管理事業に関して必要な事項は、理事長が定め

る。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 5年 4月 1日から施行する。

2 改正前の農地中間管理事業実施要領第7に規定する農用地利用集積計画による農地中間管理権の取得及び同実施要領第10に規定する農用地利用配分計画によらない賃借権の設定等（集積計画一括方式）については、令和 5年 4月 1日から起算して2年を経過する日（その日までに農業経営基盤強化促進法第19条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日。）までの間は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 7年 4月 1日から施行する。

【別表】「特に機構が認めた者」（第3関係）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 分散錯圖を解消するため、担い手と利用権の交換を行う者2 地域の話合いによって、農地を集積・集約するために利用権の設定が必要な者3 農地基盤整備事業を円滑に行うために利用権の設定が必要な者 |
|---|

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

申込年月日 令和 年 月 日

この申込書に記載された項目のうち、「氏名又は名称」、「借受希望の内容」については機構のホームページ上で公表されることを御了承ください。

1 借受希望（申込）者の概要

氏 名	(ふりがな)		
〔個人名 法人名 代表者名〕			
住 所	〒		
生年月日(個人)	昭和 ・ 平成	年	月 日 (才) (男 ・ 女)
法人の場合	設立年月日	構成員数	名
連 絡 先	電話 ()	携帯	

2 借受希望の内容

[illegible]

3 借受希望者の現況(新規就農者・新規参入者については記入不要)

現在の 経営規模	所有地	m ²	借受地	m ²	計	m ²
主な 作付作物		m ²		m ²		m ²

4 借受希望者の現在の状況（複数選択可）

①目標地図に位置付けられた農業を担う者 ②認定農業者(予定者を含む) ③認定新規就農者(予定者を含む)
④特定農業法人 ⑤基本構想水準到達者 ⑥集落営農法人 ⑦企業・農協等の団体 ⑧その他

5 借受希望登録の自動更新についての確認

この申込書の有効期間は、機構が受理した日から1年間とし、取り下げの申し出がなければ毎年、自動更新します。
(以降は申請者から取り下げの申し出があるまで継続します)。

要望事項等（具体的にあれば記入してください）

※申込書に記載いただいた情報は、農地の貸付業務のために「県の普及指導機関や農地整備部門」、「市町の行政部署」、「農業協同組合」等に情報提供する場合がありますので、ご了解ください。

借受希望者の公表一覧

[illegible]

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

住 所

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者名)

応募辞退届出書

平成（令和） 年 月 日に農地中間管理事業に係る農用地等の借受希望の申込みを
しましたが、今般以下の理由により借受希望を取り下げることになりました。

つきましては、「借受希望者の公表一覧」から当方に係る事項を削除願います。

記

辞退理由

貸付希望農用地等の機構登録申請書

令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

〒

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号 ()

私は、次の1、5及び6の事項を承諾して、次の2以下のとおり農用地等を貸付希望地として登録申請します。

- 1 (公財)えひめ農林漁業振興機構(以下「機構」)が農地中間管理権を取得する農用地等は、貸付希望農用地等の機構登録申請日以降1年以内に借受希望者への貸付けが確実と認められるものであること。

- 2 貸付希望農用地等(裏面のとおり)

(注) ①本登録の有効期限は、申請日以降、原則1年です。
②登録後、1年を経過して借受者が見つからなかった場合、申請者から取り下げの申し出がなければ毎年、自動更新します。

- 3 農地の貸付けに際し、利用者の利用方法等に係る私の意向は、次のとおりです。
(該当する項目に○印を付けてください。)

	農地の利用方法に制約をつけたい (例) 今の形状のまま利用して欲しい
	農地の利用方法に制約をつけない
	賃料について具体的な希望がある
	賃料は、0円でかまわない
[具体的なご意向は、この欄にご記入ください]	

- 4 借受希望者が見つかるまでの間は、機構ホームページの「貸付希望農用地等」の欄に掲載することについて、私の意向は次のとおりです。
(該当項目に○印を付けてください。)

	同意する		同意しない
--	------	--	-------

以下の事項を了承いただける場合は、□にチェック(☑)を入れてください。

チェック

- ☐ 5 機構への貸付期間が15年以上を希望される場合は、機構関連農地整備事業*が行われることがあります(必ず行うものではありません)。
[*機構関連農地整備事業とは、機構が借受けている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。]

チェック

- ☐ 6 本申請書に記載の情報は、機構事業実施のため、必要に応じ機構事業に関係する機関、団体、個人へ「情報開示」されることに異議はありません。

No.	所在地 (大字、字、地番)	地目	面積 (㎡)	内 容	経営 移譲	生前 贈与	永年 小作	基盤整備			合意解約 (氏名)
								整備	未整備	計画	
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他 ()							
	登記名義人	登記	登記								
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他 ()							
	登記名義人	登記	登記								
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他 ()							
	登記名義人	登記	登記								
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他 ()							
	登記名義人	登記	登記								
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他 ()							
	登記名義人	登記	登記								
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他 ()							
	登記名義人	登記	登記								
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他 ()							
	登記名義人	登記	登記								
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他 ()							
	登記名義人	登記	登記								

※添付書類(農地中間管理事業での貸借を更新する場合には省略することができる。)

① 当該農地の詳細が分かるもの(固定資産税課税明細書の写し、農地台帳の写し等)

② 当該農地の位置が分かる地図等

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

住 所

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者名)

貸付希望農用地等の機構登録の取下げ届出書

平成（令和） 年 月 日に、農地中間管理事業に係る貸付希望農用地等の機構登録の申請を行いましたが、今般以下の理由により貸付希望を取り下げることになりました。

つきましては、「貸付農用地等の登録リスト」から当方に係る事項を削除願います。

記

辞退理由

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

〇〇市町長
(〇〇市町農業委員会長)

農地中間管理事業の実施に係る意見書の提出について

農地中間管理事業により（貸借・農業経営の受委託・農作業の受委託）を希望する下記の農用地等については、権利設定の当事者の意向が明確であり、事業の実施に関して問題はないので、必要な手続きを進めていただきますようお願いいたします。

記

A 事業の実施を合意している農用地等

土地所有者の 住所・氏名	土地の所在地 大字・字・地番・ 地目・面積	受け手の 住所・氏名	契約期間※ 始期・終期	賃料又は委 託料	地域計画の 区域		機構集積協 力金の有無		新規集積 又は つけ替え 区分
					区域 内	区域 外	地域 集積	経営 転換	

B 1年以内に事業を実施することが確実と見込まれる農用地等

土地所有者の 住所・氏名	土地の所在地 大字・字・地番・ 地目・面積	借受希望者の 住所・氏名	契約期間 始期・終期	賃料	地域計画の 区域		機構集積協 力金の有無		新規集積 又は つけ替え 区分
					区域 内	区域 外	地域 集積	経営 転換	

(注) 確実と見込まれる理由を別紙（様式自由）に記載して、提出してください。

申 出 書

令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様
(市 町 経 由)

(研 修 生) 住 所
氏 名

(研修先責任者) 住 所
氏 名

〇〇〇〇（研修生名）は現在、新規就農のための研修期間中ではありますが、研修を終了して就農し、認定新規就農者となることについて誠実に実行いたします。

ついては、下記の農地について農地中間管理事業を実施することを申し出ます。

記

対象土地

土 地 の 所 在	地 目	面 積 (㎡)

〇〇市町長 様

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長

農用地利用集積等促進計画案の作成について

令和 年 月 日付けで申し出のあった農用地等の（貸借・農業経営の受委託・農作業の受委託）について、農地中間管理事業として適当と認めますので、農用地利用集積等促進計画（案）の作成（指導）をよろしくお願いいたします。

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

〇〇市町長

農地中間管理事業の実施中止について（依頼）

令和 年 月 日付け 第 号により提出した意見書のうち、下記の案件については、貸借双方の合意にもとづき取り下げることになりましたので、お取り計らいをお願いします。

記

土地所有者の 住所・氏名	土地の所在地・字・地番・地目・面積	受け手の 住所・氏名

取下げの事由

番 号
令和 年 月 日

〇〇市町長 様

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長

農地中間管理事業の実施中止について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号により申し出のありました下記の案件
について、農地中間管理事業の実施中止を決定いたしましたので、通知しま
す。

記

土地所有者の 住所・氏名	土地の所在地・字・地番・地目・面積	受け手の 住所・氏名

○農用地利用集積等促進計画（令和 年 月）

令和 年度 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、
農用地利用集積等促進計画を定める。

令和 年 月 日

愛媛県松山市三番町四丁目4番地1

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 印

第 1 中間管理権の設定関係 (出し手⇒機構用⇒受け手)

1 各筆明細

整理番号	契約関係者	氏名又は名称	住所・電話番号
	農地中間管理機構に中間管理権を設定する者 (A)	㊟	〒 — — (電話番号: — —)
	農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者 (B)	㊟	〒 — — (電話番号: — —)
	農地中間管理機構 (C)	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 ○○ ○○	〒 790-0003 (電話番号: 089-945-1542) 愛媛県松山市三番町四丁目4番地1



権利を設定する土地 (D)				設定する中間管理権及び利用権 (E)					権利を設定する土地のA以外の権原者等 (F)			備考			
所	在	地番	現況 地目	面 積 ㎡	権利の 種類	内 容	存続期間		借 賃 円	借賃の支払方法	住所		氏名又は 名称	権原の 種類	同意印
							始期	終期							
							令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日		【CからAへの支払い】 毎年〇月 26 日にAの指定口座へ振り込む。 なお、第1回目の振込は、令和〇年〇月 26 日とし、振込金額は、賃借権の設定日（始期）から令和〇年〇月〇日までの月割金額とする。					
										【BからCへの支払】 毎年〇月 20 日にCの指定口座へ振り込む。 自動口座振替の場合は、16 日の引落とする。振替日が休日の場合は翌営業日とする。 なお、第1回の振込は、令和〇年〇月 20 日とし、振込金額は、賃借権の設定日（始期）から令和〇年〇月〇日までの月割金額とする。					

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別業とする。
- (2) 権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。
- (3) D欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) E欄の「内容」は、当該土地の利用目的 (例えば水田として利用、普通畑として利用、農用地として利用、普通畑として利用、普通畑として利用) を記載する。
- (5) E欄の「始期」は、原則として、毎月の1日、11日、21日のいずれかの日とする。
- (6) E欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃 (期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃) の額を記載する。
- (7) E欄の「借賃の支払方法」について、第1回の借賃の振込は、設定日が4月から9月までは翌年2月26日又は翌年2月20日とし、当該期間の月割金額とする。また、10月から翌年3月までは、翌年の8月26日又は翌年の8月20日とし、当該期間の月割金額とする。但し、自動口座振替を選択した場合は、2月20日は2月16日及び8月20日は8月16日とする。なお、16日又は20日が休日にあたるときは、翌営業日とする。
- (8) F欄は、A欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。

捨印

捨印

捨印

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1 の各集積地に定めるもののほか、次に定めるところによる。以下、中間管理権を規定する者を「甲」、利用権の設定を受ける者を「乙」、農地中間管理機構を「丙」という。

【中間管理権の設定の場合】

- (1) 中間管理権の設定
1 の各集積地に記載された土地（以下「当該土地」という。）の中間管理権は、本計画の公告により設定される。
(2) 借賃の増減請求
甲及び丙は、当該土地の1の各集積地に記載された面積と実測面積との間に差異があつて、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
(3) 借賃の改訂
本計画を定めたる後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、丙が協議して定める額に改訂する。
(4) 借賃の支払猶予
甲は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各集積地に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
(5) 転貸
甲は当該土地を、丙が乙に転貸して乙に使用及び収益させることに同意するものとする。
(6) 借賃の減額
ア 借賃権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から丙に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、丙が当該借賃を減額する場合には、丙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙、丙が協議して定める。

- イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は丙の責に帰すべきでない事由によるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙、丙が協議して定める。
- (7) 境界の明示
甲は、当該土地に設定する中間管理権の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。
(8) 障害の除去等
甲は、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえで丙に引き渡すとともに、中間管理権の存続期間中においては、中間管理権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

- (9) 修繕及び改良
ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、丙が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良と隣地である場合は甲の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定められたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。
- (10) 附属物の設置等
ア 丙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）を設置を行う場合には、丙は市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、丙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は当該附属物を収去する義務を負う。
イ 乙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、丙が同意しようとする場合には、丙は事前に甲の同意を得る。また、丙が乙に対して同意をする旨の通知を行う際には、乙が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを併せて通知する。
なお、乙が甲及び丙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、丙は甲に対して収去の義務を負わない。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び丙の費用に関する支払区分 の内容	
	備考	備考
修繕又は改良の工事名 甲、乙及び丙の費用に関する支払区分 の内容		

(留意事項)

- (1) 農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

- ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は収去の義務を負わない。この場合、乙及び丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限る。乙及び丙は甲に対して償還の請求をすることができる。
- (11) 租税公課等の負担
ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

- ウ その他当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。
(12) 賃貸借又は使用貸借の解除
甲は、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事承認を受けて、本計画の定めるところにより設定された中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
(13) 賃貸借又は使用貸借の終了
天災地変その他、甲及び乙並びに丙の責に帰すべきでない理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
(14) 当該土地の返還
賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は、その終了の日から7日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（10）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。
(15) 中間管理権に関する事項の変更の禁止
甲及び丙は、本計画の定めるところにより設定される中間管理権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び県、市町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
(16) 権利取得者の責務
丙は、乙に対して、当該土地に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

- (17) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び県、市町が協議して定める。

【利用権の設定の場合】

- (1) 利用権の設定
当該土地の利用権は、本計画の公告により設定される。
(2) 転賃又は譲渡
甲は、利用権の設定を受けた土地について転賃し、又は設定を受けた利用権を譲渡してはならない。
(3) 借賃の増減請求
乙及び丙は、当該土地の1の各集積地に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
(4) 借賃の改訂
本計画を定めたる後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。
(5) 延滞損害金
ア 乙は、1の各集積地に定める期日まで借賃を支払わない場合は、丙に対し、支払期日の翌日から支払日まで期間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
イ 遅延損害金は、借賃の額に対して、年14.0パーセントの割合で計算して得た額とする。
(6) 借賃の支払猶予
丙は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
(7) 借賃の減額
ア 借賃権の目的物が農地である場合で、乙から丙に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、丙が当該借賃を減額する場合には、丙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙、丙が協議して定める。

- イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は丙の責に帰すべきでない事由によるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並

別表2 土地改良区の賦課金に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	
	備考	備考
賦課金等の種類		

- びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙、丙が協議して定める。
(8) 修繕及び改良
ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、丙が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良と隣地である場合は甲の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定められたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

- (9) 附属物の設置等
ア 丙が、当該土地に附属物の設置を行う場合には、丙の同意を得なければならない。また、丙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は当該附属物を収去する義務を負い、取去らば乙に修繕の義務を負担する。
イ 丙は、乙の同意を行う場合には、乙が附属物の設置を行うことについて市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙に対して甲の同意をする旨の通知を行う際には、乙が甲及び丙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、丙は甲に対して収去の義務を負わない。
ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限る。乙は甲に対して償還の請求をすることができる。
(10) 租税公課等の負担
ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。
エ その他当該土地に係る土地改良区の通常維持管理に要する経費は、乙が負担する。

- (11) 賃貸借又は使用貸借の解除
丙は、乙が収去しきれないに該当するとき、又は丙が農業委員会から農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
イ 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正当な理由がなく、農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。
ウ 正当な理由がなく借賃を支払わないときその他信頼に反した行為をしたとき。
エ その他民法及び関係法規に定める解除事由に該当したとき。

- (12) 賃貸借又は使用貸借の終了
天災地変その他、甲及び乙並びに丙の責に帰することができな理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
(13) 当該土地の返還
賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から7日以内に、丙に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（9）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
(14) 利用権に関する事項の変更の禁止
乙及び丙は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び県、市町が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
(15) 権利取得者の責務
ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙は、丙から農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、当該土地の利用状況の報告を求められた場合には、丙に報告しなければならない。
(16) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び県、市町が協議して定める。

第2 貸借権又は使用貸借による権利の移転関係

1 各筆明細

整理 番号	権利の移転を受ける者の氏 名又は名称及び住所 (A)	(氏名又は名称)	㊟	〔住 所〕 〒 — — — — — (電話番号： — — — — —)				
	権利の移転をする者の氏名 又は名称及び住所 (B)	(氏名又は名称)			〔住 所〕 〒 — — — — — (電話番号： — — — — —)			
所 在		移転する権利 (D)			備 考			
地番	現況 地目	面積 ㎡	利用権 の種類	内容		移転の時期	終 期	借 賃 円
					令和〇年〇月 〇日	令和〇年〇月〇日		毎年〇月20日に(公財)えひめ 農林漁業振興機構の指定口座 へ振り込む。 自動口座振替の場合は、16日 の引落とする。振替日が休日の 場合は翌営業日とする。 なお、第1回の振込は、令和〇 年〇月20日とし、振込金額は、 利用配分計画による賃借権の 設定日から令和〇年〇月〇日 までの月割金額とする。

(記載注意)

(1) 権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより移転される利用権は、1の各筆明細及び第1の共通事項に定めるもののほか、この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときには、利用権を設定する者、利用権の移転を受ける者、農地中間管理機構及び市町が協議して定める。

(留意事項)

(1) 農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

第3 所有権の移転関係（出し手⇒機構用）

1 各筆明細

整理 番号	所有権の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所（A）		（氏名又はは名称） 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 ○○ ○○ ⑩		（住所） 〒790—0003 （電話番号：089-945-1542） 愛媛県松山市三番町四丁目4番地1										
	所有権を移転する者の氏名又は名称及び住所（B）		（氏名又はは名称） ⑩		（住所） 〒 — （電話番号： — — ）										
所 在	所有権を移転する土地（C）		農地中間管理機構に移転する所有権（D）				所有権を移転する土地の（B）以外の権原者等（F）		備考						
	地番	現況 地目	面積 ㎡	所有権 の登記 の有無	利用目的	所有権 の移転 時期	対 価 円	対価の支払 方法		対価の 支払期 限	引渡の 時期	農地中間管 理事業の実 施により成 立する所有 権の移転に 係る当事者 間の法律関 係（E）	住 所	氏名又は 名称	権原の 種類

（記載注意）（1）この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別葉とする。

（2）権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。

（3）（C）欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きする。

（4）（C）欄の「所有権の登記の有無」は、登記簿の表題部に所有者の記載がある場合には（表）と、所有権の登記がある場合には（所）と、未登記の場合には（未）と記載する。

（5）（D）欄の「利用目的」は、所有権の移転による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。

（6）（D）欄の「対価」は、当該土地の移転の対価（立木等の額を算入したときはその合計額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を記載する。）の額を記載する。なお、交換の場合で交換差金を伴うときにはその額を記載する。

（7）（E）欄の「所有権の移転に係る当事者間の法律関係」は、「売買」等と記載する。

（8）（F）欄は、（B）欄以外の権原者がいないときは、記入を要しない。

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより行われる所有権の移転は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 所有権の移転

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権の移転は、本計画の公告があり、1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

(2) 法律関係の失効

1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。

(3) 所有権以外の権利の消滅

当該土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者（以下「甲」という。）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

(4) 対価の増減額請求

甲及び農地中間管理機構（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、対価の増減を請求しない。

(5) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡しの際までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(6) 障害の除去等

ア 甲は、当該土地の引渡しの際までに、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすもの（以下「障害」という。）を除去しなければならない。

イ 当該土地の引き渡し後において障害が判明したときは、乙は相当な期間を定めて甲に対しその障害の除去（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

ウ 甲の行う履行の追完は、乙が指定した方法により行わなければならない。

エ 甲が乙の定めた相当な期間内に履行の追完を行わないときは、乙は催告することなくその障害の程度に応じた対価の減額請求、本計画により成立した法律関係の解除及び乙に生じた一切の損害の賠償を請求することができる。

オ エにより法律関係を解除した場合の損害賠償金の額は、(12)のウの規定を準用する。

カ 乙は、障害を知った日から1年以内に甲に障害があることを通知しないときは、障害があることを理由として履行の追完の請求、対価の減額の請求、法律関係の解除及び損害の賠償の請求をすることができない。ただし、甲が引き渡し以前に障害があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(7) 禁止行為

甲は、当該土地の引渡しの際までに、次に掲げる行為をしてはならない。

ア 当該土地に地上権、抵当権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。

イ 当該土地に構築物を設置すること。

ウ 当該土地の形質を変更すること（(6)のアの除去義務の履行にともなう行為を除く。）。

(8) 土地の減失等

本計画の公告後、当該土地の引渡しの際までの間に、天災地変その他、甲又は乙の責に帰することができない理由により当該土地の全部又は一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、乙は本計画により成立する法律関係を解除することができる。

(9) 租税公課の負担

当該土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、甲が負担する。

(10) 所有権の移転の登記

本計画による所有権の移転の登記は、乙の単独申請により行うものとし、甲はこれに協力しなければならない。

(11) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は乙が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して決める。

(12) 法律関係の解除

ア 甲又は乙は、相手方が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。

イ 甲又は乙は、アにより法律関係を解除したときは、その相手方に対して損害賠償金の支払を請求することができる。

ウ イの損害賠償金は、対価の14.0パーセントに相当する額とする。

(13) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び県が協議して定める。

第 4 所有権の移転関係（機構⇒受け手用）

1 各筆明細

整理 番号	所有権の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所（A）		（氏名又は名称） ㊤		（住所）〒 ー ー （電話番号：ー ー ー ）											
	所有権を移転する者の氏名又は名称及び住所（B）		（氏名又は名称） 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 ○○ ○○		（住所）〒 790—0003 （電話番号：089-945-1542） 愛媛県松山市三番町四丁目 4 番地 1											
所有権を移転する土地（C）			（A）に移転する所有権（D）				所有権を移転する土地の （B）以外の権原者等（F）			備考						
所	在	地番	現況 地目	面積 ㎡	所有権 の登記 の有無	利用目的	所有権 の移転 時期	対 価 円	対価の支払 方法		対価の 支払期 限	引渡の 時期	農地中間管 理事業の実 施により成 立する所有 権の移転に 係る当事者 間の法律関 係（E）	住 所	氏名又は 名称	権原の 種類

（記載注意）（1）この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別葉とする。

（2）権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。

（3）（C）欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きする。

（4）（C）欄の「所有権の登記の有無」は、登記簿の表題部に所有者の記載がある場合には（表）と、所有権の登記がある場合には（所）と、未登記の場合には（未）と記載する。

（5）（D）欄の「利用目的」は、所有権の移転による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。

（6）（D）欄の「対価」は、当該土地の移転の対価（立木等の額を算入したときはその合計額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を記載する。）の額を記載する。なお、交換の場合で交換差金を伴うときにはその額を記載する。

（7）（E）欄の「所有権の移転に係る当事者間の法律関係」は、「売買」等と記載する。

（8）（F）欄は、（B）欄以外の権原者がいないときは、記入を要しない。

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより行われる所有権の移転は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 所有権の移転

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権の移転は、本計画の公告があり、1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

(2) 法律関係の失効

1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。

(3) 所有権以外の権利の消滅

所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、農地中間管理機構（以下「甲」という。）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

(4) 対価の増減額請求

甲及び所有権の移転を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、対価の増減を請求しない。

(5) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡しの時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(6) 土地の滅失等

本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、天災地変その他、甲又は乙の責に帰することができない理由により当該土地の全部又は一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、乙は本計画により成立する法律関係を解除することができる。

(7) 租税公課の負担

当該土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、甲が負担する。

(8) 所有権の移転の登記

本計画による所有権の移転の登記は、甲の単独申請により行うものとし、乙はこれに協力しなければならない。

(9) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は乙が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して決める。

(10) 法律関係の解除

ア 甲又は乙は、相手方が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。

イ 甲又は乙は、アにより法律関係を解除したときは、その相手方に対して損害賠償金の支払を請求することができる。

ウ イの損害賠償金は、対価の14.0パーセントに相当する額とする。

(11) 所有権取得者の責務

乙は、本計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(12) 買戻特約

乙が当該土地に設定する所有権の移転時期から5年を経過するまでの間において耕作をしないと認められる場合、甲は当該土地の買戻しをすることができる。ただし、乙の不耕作が甲の承認を得た場合を除く。

(13) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び県が協議して定める。

第5 経営受委託の設定関係

1 各筆明細

整理 番号		農地中間管理機構から経営の委託を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)	(氏名又は名称) ④	(住所) 〒 ー ー (電話番号： ー ー)
		農地中間管理機構に経営を委託する者の氏名又は名称及び住所 (B)	(氏名又は名称) ④	(住所) 〒 ー ー (電話番号： ー ー)
		(B) から経営の委託を受け (A) に経営を委託する者の氏名又は名称及び住所 (C)	(氏名又は名称) 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 〇〇 〇〇 ④	(住所) 〒790—0003 (電話番号：089-945-1542) 愛媛県松山市三番町四丁目4番地1

所	在	地番	現況 地目	面積 ㎡	内容	契約期間		損益の算定方法	損益の決済方法	農地中間管理事業の実施により成立する経営の委託に係る当事者間の法律関係 (F)	経営を委託する土地の (B)以外の権原者等 (G)				備考
						始期	終期				住所	氏名又は 名称	権原の 種類	同意印	
						令和〇年 〇月〇日	令和〇年 〇月〇日	共通事項の (6) による	※損益の算定結果がプラスの場合 毎年〇月20日に AはCの指定口座 へ振り込み、毎年 〇月26日にCは Bの指定口座へ振 り込む。振込日が 休日の場合は翌営 業日とする。						
						令和〇年 〇月〇日	令和〇年 〇月〇日		※損益の算定結果がマイナスの場合 毎年〇月20日に BはCの指定口座 へ振り込み、毎年 〇月26日にCは Aの指定口座へ振 り込む。振込日が 休日の場合は翌営 業日とする。						

(記載注意) (1) この各筆明細は、経営の委託の当事者ごとに別葉とする。経営の委託を受ける者が同一で、経営を委託する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。

(2) 権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。

(3) (D) 欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について権利が設定される場合には〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。

(4) (E) 欄の「内容」は、経営の委託による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。

(5) (E) 欄の「始期」は、原則として、毎月の1日、11日、21日のいずれかの日とする。

(6) (E) 欄の「損益の算定方法」は、「経営の委託に係る損益＝経営の委託に係る販売金額（共済金等を含む）－経営の委託に係る経費（委託料を含む）」によるものとする。

(7) (E) 欄の「損益の算定方法」には、農業経営の受託報酬（委託料等）を設定する場合、受託する土地ごとに受託報酬（委託料等）の額を記載する。

(8) (E) 欄の「損益の決済方法」の振込日は、始期設定日が4月から9月までは翌年2月20日及び2月26日、10月から翌年3月までは8月20日及び8月26日とする。但し、20日又は26日が休日にあたる場合は、翌営業日とする。

(9) (G) 欄は、(B) 欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより行われる経営の委託は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。なお、受託者が農業協同組合又は農事組合法人である場合には、本共通事項のほか当該農業協同組合又は農事組合法人が定める農業経営受託規程によるものとする。

- (1) 経営の委託の設定
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の経営の委託は、本計画の公告により設定される。
- (2) 善管注意義務
農地中間管理機構から経営の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、善良なる管理者の注意をもって農地中間管理機構へ経営を委託した者（以下「甲」という。）の利益の最も適合するように配慮しなければならない。また、甲は、乙が委託を受けた経営を円滑に行えるように配慮するものとする。
- (3) 主権権
経営の委託の運営に関する事項（(11) 附属物の設置等を除く。）は、本計画に定めるもののほか、乙が決定する。
- (4) 収獲物の所有権
経営の委託により生ずる収獲物の所有権は、乙に帰する。
- (5) 経営の委託に係る損益の帰属
経営の委託に係る損益は、甲に帰属する（減収の場合の危険負担は、甲が負う。）。
- (6) 遅延損害金
ア 甲又は乙は、1の各筆明細に定める期日までに損益を支払わない場合は、農地中間管理機構に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.0パーセントの割合で計算して得た額とする。

- (7) 経営の委託に係る損益の算定方法
ア 経営の委託に係る損益は、次に掲げる算式により算定する。
経営の委託に係る販売金額（共済金等を含む。）－経営の委託に係る経費（委託料を含む。）
イ 乙は、経営の委託に係る販売金額（共済金等を含む。）及び経費（委託料を含む。）の内訳を整理しておくものとする。
ウ 乙は、毎年、委託を受けた経営が終了したときには、経営の委託に係る損益の算定結果を、速やかに農地中間管理機構に対して報告するものとする。
- (8) 経営の委託に係る損益の支払い
ア 経営の委託に係る損益の支払いは、(7)のウに規定する乙から報告があった経営の委託に係る損益の算定結果に基づき、1の各筆明細の（E）欄の「損益の決済方法」に従い行うものとする。

イ 経営の委託に係る損益の支払いについて、本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び農地中間管理機構が協議して定める。

- (9) 租税公課の負担
当該土地に係る固定資産税その他の租税は、甲が負担する。
- (10) 修繕及び改良
ア 甲は、乙及び農地中間管理機構の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙又は農地中間管理機構が修繕することができる。この場合において、乙又は農地中間管理機構が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙又は農地中間管理機構は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。

ウ 乙又は農地中間管理機構の負担した当該土地の改良経費は、甲が負担する。ただし、甲、乙及び農地中間管理機構が協議の上、これと異なる定めをした場合にはその定めによる。

(11) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は甲及び農地中間管理機構の同意を得るものとする。この場合、乙が当該附属物の設置に要した経費は経営の委託に係る経費に含め、甲の負担とする。

また、乙が附属物の設置をした場合において、経営の委託が終了したときは、乙は当該附属物を収去する義務を負う。この場合、乙が当該附属物の収去に要した経費は経営の委託に係る経費に含め、甲の負担とする。

イ アの規定にかかわらず、甲及び農地中間管理機構が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙は収去の義務を負わない。

(12) 損害の賠償

ア 甲、乙及び農地中間管理機構のいずれの責にも帰すことができない事由により減収等が発生した場合における負担は、甲が負う。

イ 乙は、異常気象、水害その他の災害による経営の委託の収量の減少、当該土地の損壊、減失等乙の故意または過失によらない損害についての責めを負わない。

ウ 農地中間管理機構は、乙が委託を受けた農業の経営に起因して、甲が被ったいかなる損害も責任を負わない。

(13) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める経営の委託の契約期間の中途において解約しようとする場合は、相手方及び農地中間管理機構の同意を得るものとする。

(14) 再委託の禁止

乙は、経営の委託の再委託をしてはならない。

(15) 経営の委託の解除

ア 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、本計画の定めるところにより設定された経営の委託を解除することができる。

イ 農地中間管理機構は、乙が次のいずれかに該当するとき、又は甲が農業委員会から農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、本計画の定めるところにより設定された経営の委託を解除することができる。

(ア) 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。

(イ) 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(ウ) 正当な理由がなく経営の委託に係る損益を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。

(エ) その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(16) 当該土地の返還

ア 経営の委託の契約期間が満了したときは、乙は、その満了した日から7日以内に、甲に対して当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（11）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかなる問わず返還の代償を請求してはならない。

ウ 農地中間管理機構は、当該土地の返還に際し、当該土地の原状回復の義務を負わない。

(17) 経営の委託に関する事項の変更の禁止

甲、乙及び農地中間管理機構は、本計画に定める経営の委託に関する事項は変更しない。ただし、甲、乙、農地中間管理機構及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(18) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、農地中間管理機構及び県が協議して定める。

(留意事項)

- (1) 農地中間管理機構が経営受託権を有している農用地等については、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業が行われることがあります。

第6 農作業受委託の設定関係

1 各筆明細

整理 番号		農地中間管理機構から農作業の委託を受ける者の氏名又は名称及び住所（A）	（氏名又はは名称） ㊟	（住所） 〒 — — （電話番号： — — — ）											
		農地中間管理機構に農作業を委託する者の氏名又はは名称及び住所（B）	（氏名又はは名称） ㊟	（住所） 〒 — — （電話番号： — — — ）											
		（B）から農作業の委託を受け（A）に農作業を委託する者の氏名又はは名称及び住所（C）	（氏名又はは名称） 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 ○○ ○○ ㊟	（住所） 〒790—0003 （電話番号：089-945-1542） 愛媛県松山市三番町四丁目4番地1											
		農作業を委託する土地（D）			農地中間管理事業の実施により成立する農作業の委託に係る当事者間の法律関係（F）	農作業を委託する土地の（B）以外の権原者等（G）	備考								
所在	地番	現況 地目	面積 ㎡	農作業 の委託 の種類	作物名	作業内容		契約期間 始期 終期	作業料金	作業料金の支払方法	住所	氏名又は 名称	権原の 種類	同意印	
								令和○ 年○月 ○日		BがAからの農作業の終了の報告を受け、農作業の実施状況を確認し、Aに対しその旨を連絡した日から7日以内に、BはAの指定口座へ振り込む（又は、BはAに現金を支払う。）。					

(記載注意) (1) この各筆明細は、農作業の委託の当事者ごとに別葉とする。農作業の委託を受ける者が同一で、農作業を委託する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。

(2) 権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。

(3) (D) 欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について農作業が委託される場合には〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。

(4) (E) 欄の「農作業の委託の種類」は、特定作業受委託、全作業の受委託、基幹3作業以上の受委託のいずれかを記載する。

(5) (E) 欄の「作物名」は、委託する農作業の対象となる作物（例えば水稻、麦類、野菜、柑橘、落葉果樹等）を記載する。

(6) (E) 欄の「作業内容」は、作物ごとに委託する農作業の区分（例えば耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀・調整等）を記載する。

(7) (E) 欄の「始期」は、原則として、毎月1日、11日、21日のいずれかの日とする。

(8) (E) 欄の「作業料金」は、委託する農作業の区分ごとに作業料金の額を記載する。

(9) (G) 欄は、(B) 欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより行われる農作業の委託は、1 の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 契約の締結

1 の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）における農作業の委託に係る契約は、本計画の公告により締結されたものとみなす。

(2) 善管注意義務

農地中間管理機構から農作業の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、善良なる管理者の注意をもって農地中間管理機構へ農作業を委託した者（以下「甲」という。）の利益の最も適合するように配慮しなければならない。また、甲は、乙が委託を受けた農作業を円滑に行えるように配慮するものとする。

(3) 農作業の委託に係る作業料金の増減額請求

甲、乙及び農地中間管理機構は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、農作業の委託に係る作業料金の増減を請求しない。ただし、次に掲げる場合にはこの限りでない。

ア 経済的条件的変動が生じ、本計画に定める農作業の委託に係る作業料金が著しく不相当と認められるとき。

イ 災害その他の事由により、本計画により委託を受けた農作業の一部または全部を遂行することが著しく困難となったとき。

(4) 委託を受けた農作業の実施

ア 乙は、委託を受けた農作業を実施するときには、甲に対して事前にその旨を通知する。

イ 委託を受けた農作業の実施方法は、甲が事前に特に指示するもの以外は、乙が決定する。

ウ 乙は、委託を受けた農作業の経過及び結果について、書面等により作業内容ごとに記録し、委託を受けた農作業が終了したときには、速やかに甲及び農地中間管理機構に報告するものとする。

(5) 農作業の委託に係る作業料金の支払い

ア 農作業の委託に係る作業料金の支払いは、甲から乙に対して直接行い、農地中間管理機構は、甲及び乙に対して農作業の委託に係る作業料金の支払いの義務を負わない。

イ 甲は、乙からの終了の報告を受け、委託した農作業の実施状況等を確認し、適正に実施されていると認める場合には、速やかにその旨を乙に通知し、1の各筆明細の（E）欄の「作業料金の支払方法」に従い作業料金を支払うものとする。

ウ 甲は、乙への支払状況を農地中間管理機構に対して報告するものとする。

エ 農作業の委託に係る作業料金の支払いについて、本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び農地中間管理機構が協議して定める。

(6) 農作業の委託に係る作業料金に関する債権及び債務の取扱い

本計画により締結される農作業の委託に係る作業料金に関する債権及び債務は、甲と乙の間で存在し、農地中間管理機構は作業料金の受領及び支払に関する一切の債権及び債務を有しない。

(7) 損害の賠償

ア 甲、乙及び農地中間管理機構のいずれの責にも帰すことができない事由により減収等が発生した場合における負担は、甲が負う。

イ 乙は、異常気象、水害その他の災害による農作業の委託の目的物の損壊、滅失等乙の故意または過失によらない損害についての責めを負わない。

ウ 農地中間管理機構は、乙が委託を受けた農作業に起因して、甲が被ったいかなる損害も責任を負わない。

(8) 解約に当たったの相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める農作業の委託の契約期間の中途において解約しようとする場合は、相手方及び農地中間管理機構の同意を得るものとする。

(9) 再委託の禁止

乙は、農作業の委託の再委託をしてはならない。

(10) 農作業の委託に関する事項の変更の禁止

甲、乙及び農地中間管理機構は、本計画に定める経営の委託に関する事項は変更しない。ただし、甲、乙、農地中間管理機構及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、農地中間管理機構及び県が協議して定める。

(留意事項)

(1) 農地中間管理機構を通じて農作業の受委託を行う農用地等については、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

農用地利用集積等促進計画により賃借権の設定等又は所有権の移転(以下「権利設定等」という。)を受ける者の農業経営の状況等(個人用)

整理番号	氏名又は名称	性別	年 令	農作業従事日数	
現在、所有権を有し耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (A) (㎡)	現在、所有権以外の権利により耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) (㎡)	主たる経営項目 (C)	世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)	主な家畜の飼養の状況 (E)	主な農機具の所有の状況 (F)
				種類	数量
				世帯員 (構成員)	農 業 従 事 者
男	農業専従者	人	人日		
人	主として農業に従事する者	人			
女	農業補助者 従として農業に従事する者	人			
田	田				
畑	畑				
農地	農地				
樹園地	樹園地				
採草放牧地	採草放牧地				

(記載注意) (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画中、いずれかにその添付があれば、他は添付を要しない。

(2) (A)欄は、所有権が設定されている農用地の面積を記載する。

(3) (B)欄は、所有権以外の権利(賃借権又は使用貸借権等)が設定されている農用地の面積を記載する。

(4) (C)欄は、主たる経営項目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。

(5) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のある者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

(6) (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」について、農用地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。

(7) 権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況を、別紙に記載し、添付する。

農作業に従事する者の配置の状況 (G)		
市 町	氏 名	住所地、拠点となる場所等

農用地利用集積等促進計画により賃借権の設定等又は所有権の移転(以下「権利設定等」という。)を受ける者の農業経営の状況等(農地所有適格法人用)

整理番号	農地所有適格法人の名称												
現在、所有権を有し耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(A)	権利設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況(C)												
	事業の種類												
	農畜産物名		関連事業等の内容		左記以外の事業内容		主な家畜の飼養の状況(F)			主な農機具の所有の状況(G)			
	現 在						種類		数量		数量		
	権利取得後												
	事業の実施状況及び事業計画										農作業に従事する者の配置の状況(H)		
	農業		左記以外の事業										
	3年前												
	2年前												
	1年前												
初年度													
2年目													
3年目								市 町		氏 名		住所地、拠点となる場所等	
採草放牧地		採草放牧地											
権利設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況(D)													
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農用地等の権利設定等	面積 m ²	年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容							
				権利の種類	前年実績	見込み	関係等の内容						
権利設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況(E)										権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(I)			
氏名	住所	年間農業及び年間農作業従事状況		年間農業及び年間農作業従事状況		年間農業及び年間農作業従事状況							
		農業従事日数	前年実績	見込み	農業従事日数	前年実績	見込み						
雇用労働力(年間延日数)										人日			

(記載注意)

- (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」)中、いずれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。
- (2) (A)欄は、所有権が設定されている農用地の面積を記載する。
- (3) (B)欄は、所有権以外の権利(賃借権又は使用貸借権等)が設定されている農用地の面積を記載する。
- (4) (C)欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (5) (C)欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業(①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (6) (C)欄の「権利取得後」欄には、権利設定等を受ける農用地等が耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (7) (C)欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の促進計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (8) (D)欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式(議決権のあるもの)に限る。)の数を記載する。
- (9) (D)欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (10) (D)欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人に農作業を委託している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- (11) (E)欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社又は業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている市町名を記載する。
- (12) (E)欄の「農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度における業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (13) (E)欄の「農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。
- (14) (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」について、農用地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。
- (15) 権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況を、別紙に記載し、添付する。

農用地利用集積等促進計画により賃借権の設定等又は所有権の移転(以下「権利設定等」という。)を受ける者の農業経営の状況等(一般法人用)

整理番号		法人の名称		権利設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況(C)					雇用労働力 (年間延日数)	
現在、権利設定等を受けて耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(A)		権利設定等を受ける法人の主たる生産物(B)		氏名	役職名	住所	年間農業従事日数		人日	
田	畑	樹園地	前年実績				見込み			
農地										
採草放牧地										
その他										

権利設定等を受ける法人の主たる家畜の飼養の状況(D)		権利設定等を受ける法人の主たる農機具の所有の状況(E)		農作業に従事する者の配置の状況(F)			権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(G)		地域の農業における他の農業者との役割分担の計画(H)	
種類	数量	種類	数量	市町	氏名	住所地、拠点となる場所等				

(記載注意)

- (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」)中、いずれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。
- (2) (A)欄は、所有権又は所有権以外の権利(賃借権又は使用貸借権等)が設定されている農用地を合算して面積を記載する。
- (3) (B)欄の「権利設定等を受ける法人の主たる生産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えるものと認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C)欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、その農業に關し実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている市町名を記載する。
- (5) (C)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (6) (F)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」について、農用地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。
- (7) (G)欄には、例えば、集落営農の活動、担い手への集積等の取組み、周辺農地等との農薬の使用方法等に対して及ぼすことが見込まれる影響を、具体的に記載する。
- (8) (H)欄には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動、農道・水路・ため池等の共同利用施設の維持管理、鳥獣害の被害対策への協力等に係る役割分担の計画を、具体的に記載する。
- (9) 権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況を、別紙に記載し、添付する。

(別紙)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 3 条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
②第 4 条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③第 5 条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④第 42 条（措置命令）	有 ・ 無
⑤第 51 条（違反転用に対する処分）	有 ・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 15 条の 2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
②第 15 条の 3（監督処分）	有 ・ 無

(3) 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第 20 条及び第 25 条参照）	有 ・ 無

(4) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第 24 条（使用の禁止）	有 ・ 無

2 1 で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後 3 年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

年 月 日

農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について、上記のとおり申告します。

氏名又は名称

(記載要領)

- 1 の (1) 及び 3 については、申告の日から起算して過去 3 年分の状況を記載してください。
- 2 の (2)、(3) 及び (4) については、申告の日現在の状況を記載してください。

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部改正(令和7年4月1日施行)に伴う農用地利用集積等促進計画に添付する書類について

		の現 状に 所 有・ 賃 借 し て い る 農 用 地	の機 械の 状 況・ 所 有 状 況・ 配 置 の 状 況・ 農 作 業 従 事 者	後事 業の 種 類・ 売 上 高・ 農 地 賃 借	構 成 員 の 氏 名・ 議 決 権	農 構 成 員 か ら 法 人 へ 権 利 設 定 し た 農 用 地 の 面 積	の構 成 員 の 従 事 計 画 状 況・ 農 地 賃 借 後	農 理 事 の 氏 名・ 住 所・ 従 事 計 画 状 況・ 農 地 賃 借 後 の 従 事 計 画	借 受 予 定 者 の 農 作 業 従 事 状 況	が周 辺農 用 地 の 利 用 に 及 ぼ す こ と の 影 響	計地 域の 他 の 農 業 者 と の 役 割 分 担	後常 時 従 事 す る 執 行 役 員 の 役 職 名・ 氏 名・ 従 事 計 画 状 況・ 農 地 賃 借	定 款 や 寄 附 行 為 の 写 し	組 合 員 名 簿・ 株 主 名 簿 の 写 し
農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則根拠条文		12-2-①-イ-(1)	12-2-①-イ-(2)	12-2-①-ロ-(1)	12-2-①-ロ-(2)	12-2-①-ロ-(3)	12-2-①-ロ-(5)	12-2-①-ロ-(8)	12-2-①-ハ	12-2-①-ニ	12-2-①-ホ-(1)	12-2-①-ホ-(2)	12-2-②	12-2-③
個人	添付書類	○	○						○	○				
	規則第12条第3項第1号による省略	×	×						×	×				
	規則第12条第3項第4号による省略	×	×						×	×				
農地所有適格法人	添付書類	○	○	○	○	○	○	○		○			○	○
	規則第12条第3項第1号による省略	×	×							×				
	規則第12条第3項第2号による省略												×	
	規則第12条第3項第3号による省略			×	×	×	×	×						×
	規則第12条第3項第4号による省略	×	×							×			×	
適格法人以外の法人	添付書類	○	○							○	○	○	○	
	規則第12条第3項第1号による省略	×	×							×	×	×		
	規則第12条第3項第2号による省略												×	
	規則第12条第3項第4号による省略	×	×							×	×	×	×	

※ 省略規定の概要（添付書類を省略する場合は、促進計画にその旨を記述すること）

規則第12条第3項第1号	現に賃借権の設定等を受けている者に、同一の農用地等について再度賃借権の設定等を行う場合、農用地の利用状況や農業経営の状況、農作業の従事状況、周辺農用地への影響、他の農業者との役割分担の計画等に関する書類の添付が省略できる。
規則第12条第3項第2号	既に賃借権の設定等を受けた者に再度賃借権の設定等を行う場合であって、定款や寄附行為の記載内容に変更がない場合、定款や寄附行為の写しの添付が省略できる。
規則第12条第3項第3号	促進計画を作成するときに意見を聴取した農業委員会が、賃借権の設定等を受ける者を農地所有適格法人であると認めた場合、事業計画や構成員名簿、農業への従事計画、農作業への従事計画、組員名簿等に関する書類の添付が省略できる。
規則第12条第3項第4号	賃借権の設定等を受ける者が、地域計画の目標地図における農業を担う者であって、促進計画を作成するときに意見を聴取した農業委員会が、全ての農用地を効率的に利用し、農作業に常時従事している等と認めた場合、農用地の利用状況や農業経営の状況、農作業の従事状況、周辺農用地への影響、他の農業者との役割分担の計画等に関する書類及び定款や寄附行為の写しの添付が省略できる。

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

〇〇市町長

農用地利用集積等促進計画案の提出について

令和 年 月 日付けえ農振第 号で作成依頼のありました農用地利用集積等促進計画案について、令和〇年〇月〇日開催の農業委員会に意見を求めたところ、異議なしと認められたので、別紙のとおり関係書類を添えて提出します。

添付資料 農用地利用集積等促進計画案（様式－10）

番 号
令和 年 月 日

〇〇市町長 様

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長

農用地利用集積等促進計画の認可について（通知）

このことについて、別添のとおり認可されましたのでお知らせします。なお、土地所有者及び借受希望者等へは別途、通知していることを申し添えます。

添付資料

- 1 農用地利用集積等促進計画の認可書（写し）
- 2 農用地利用集積等促進計画の公告（写し）

番 号
令和 年 月 日

〇〇 〇〇 様
(土地所有者又は借入希望者等)

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長

農用地利用集積等促進計画の認可について（通知）

このことについて、別添のとおり認可されましたのでお知らせします。

添付資料

- 1 農用地利用集積等促進計画の認可書（写し）
- 2 農用地利用集積等促進計画の公告（写し）

農用地の賃借権又は使用貸借による権利の移転申出書(兼同意書)

令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

【権利の移転を受けようとする者】

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け愛媛県告示第 号により公告された農用地利用集積等促進計画に基づき、賃借権(又は使用貸借による権利)が設定されている下記農用地について、当該権利の移転を受けたいので申し出ます。

記

1 土地の表示

土地の所在	地 番	地 目		面積 (㎡)	備 考
		台 帳	現 況		
計	筆				

2 利用権の移転を受ける理由 ※「経営移譲のため」などを記載する。

【権利の移転をしようとする者】

賃借権又は使用貸借による権利の移転に関する同意書

(公財)えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

令和 年 月 日付け愛媛県告示第 号により公告された農用地利用集積等促進計画による貴機構から借り受けた上記農用地について、賃借権(又は使用貸借による権利)を移転することに同意します。

借 人 住 所

氏 名

⑨

農業経営の受委託に係る損益の算定結果の報告について

令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

【農業経営の受託者】

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け令和 年度 号の農用地利用集積等促進計画に基づき実施した農業経営の受委託について、次のとおり損益を算定したので、報告します。

記

1 農業経営を受託した対象農用地等

所在地	地目	面積（㎡）	栽培した農作物名	土地所有者名

2 農業経営の受託期間（契約期間） 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 損益の算定期間（農作物の栽培期間） 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 損益の算定結果

区 分		金額（千円）	摘 要
販売金額 ①			
内 訳	〇〇作物販売額		
	〇〇作物出荷額		
	受取農業共済金		
	受取補助金		
	その他収入		
受託経費 ②			
内 訳	物財費（農薬、肥料、燃料費等）		
	経営管理費（販売手数料、労賃等）		
	土地改良費（水利費等）		
	受託報酬（委託料等）		
	その他支出		
損益 ③＝①－②			

※内容が同じ既存書類がある場合には、当該書類の添付に変えることも可能です。

※税務申告書や帳簿等、整理した証拠書類を可能な限り添付してください。

番 号
令和 年 月 日

〇〇市町長 様
(委託者 様)
(受託者 様)

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長

農業経営の受委託に係る損益の算定結果の通知について

令和 年 月 日付けで受託者 から報告のありました損益の算定結果について、適切に報告されており、損益金額は 千円であることを確認しましたので、お知らせします。

また、損益金額については、次のとおり処理をお願いしますので、御承知ください。

記

※損益金額がプラスの場合

- ① 受託者 は、令和 年 月 日までに、損益金額 千円を、機構口座に振り込んでください。振込手数料は機構が負担します。
- ② 機構は、令和 年 月 日までに、損益金額 千円を、委託者の口座に振り込みます。

※損益金額がマイナスの場合

- ① 委託者 は、令和 年 月 日までに、損益金額 千円を、機構口座に振り込んでください。振込手数料は機構が負担します。
- ② 機構は、令和 年 月 日までに、損益金額 千円を、受託者の口座に振り込みます。

添付資料

- 1 農業経営の受委託に係る損益の算定結果の報告について（様式－14）の写し

委託を受けた農作業の経過及び結果の報告について

令和 年 月 日

委託者 ○ ○ ○ ○ 様
 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

【受託者】

住 所
 氏 名

令和 年 月 日付け令和 年度 号の農用地利用集積等促進計画に基づき実施した農作業の受委託について、次のとおり農作業を完了したので、報告します。

記

1 農作業を受託した対象農用地等

所在地	地目	面積 (㎡)	農作物名	土地所有者名

2 受託した農作業の実施状況

農作業名	実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
農作業の実施日	実施した農作業の概要	
令和 年 月 日～ 月 日		
令和 年 月 日～ 月 日		
令和 年 月 日～ 月 日		
農作業名	実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
農作業の実施日	実施した農作業の概要	
令和 年 月 日～ 月 日		
令和 年 月 日～ 月 日		
令和 年 月 日～ 月 日		
農作業名	実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
農作業の実施日	実施した農作業の概要	
令和 年 月 日～ 月 日		
令和 年 月 日～ 月 日		
令和 年 月 日～ 月 日		

※農作業を受託した対象農用地等ごとに作成してください。

※内容が同じ既存書類がある場合には、当該書類の添付に変えることも可能です。

農作業の受委託に係る協議結果の報告について

令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

【委託者】

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け令和 年度 号の農用地利用集積等促進計画に基づき実施する農作業の受委託について、次のとおり協議したので、報告します。

記

1 農作業を受託した対象農用地等

所在地	地目	面積 (㎡)	農作物名	委託した農作業	受託者名

2 協議者及び協議日等

○協議者 委託者 ○○ ○○

受託者 △△ △△

○協議日 令和 年 月 日 ○時○分 ～ ○時○分

○協議場所 (例) 委託者の自宅、○○集会所等

3 協議結果

協議した項目の区分	協議結果の概要
作業種類・内容に係る事項	
作業期間に係る事項	
作業方法に係る事項	
作業料金に係る事項	
その他の事項	

農作業の受委託に係る委託料の支払い状況の報告について

令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

【委託者】

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け令和 年度 号の農用地利用集積等促進計画に基づき実施した農作業の受委託について、次のとおり委託料を支払ったので、報告します。

記

1 農作業を受託した対象農用地等

所在地	地目	面積 (㎡)	農作物名	委託した農作業	受託者名

2 支払い日及び支払い方法

○支払い日 令和 年 月 日

○支払い方法 口座振込 ・ 現金支払 ・ その他の支払 ()

3 支払い金額

委託した農作業	面積 (㎡)	10a 当たり単価	支払金額 (千円)	受託者名

※支払金額は、委託した農用地等及び農作業ごとに記載してください。

※内容が同じ既存書類がある場合には、当該書類の添付に変えることも可能です。

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

〇〇市町農業委員会長

農用地利用集積等促進計画策定の要請について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 11 項に基づき、別添のとおり農用地利用集積等促進計画に定める事項を示して、当該計画を定めることを要請します。

なお、当該計画を定めることの要請について、市町担当部署に意見を求めたところ、異議なしと認められたことを申し添えます。

記

○添付資料

農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業実施要領様式-10）

物納による賃料等譲渡合意書

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構を譲渡人とし、〇〇〇〇(土地所有者)を譲受人として、次のとおり債権(物納による賃料等)の譲渡に合意した。

第1条(債権譲渡)

譲渡人は、譲受人に対し、下記の債権(以下、「本債権」という。)を譲渡する。

債権者	公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構
債務者	△△△△(転借人)
債権の内訳	令和 年 月 日付け令和 年度 号農用地利用集積等促進計画 による債権
債権額	(例示)1年間当たり米穀〇〇kg

第2条(保証)

譲渡人は、以下について譲受人に対し、保証する。

- (1) 本債権は譲渡人と債務者との間での将来債権であること
- (2) 本債権は債務者から譲渡の承諾を得たものであること

第3条(成立)

本合意書の効力は、本合意書の締結により成立するものとする。

第4条(その他)

- (1) 本合意書に疑義が生じた場合、譲渡人及び譲受人は、誠意をもって協議し解決するものとする。
- (2) 譲渡人は、本合意書の締結後、債務者及び譲受人の間で行われる物納による賃料等の支払い及び受領に関する一切の責任を負わない。

第5条(専属的合意管轄)

本合意書に関する一切の紛争については、松山簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本合意書の成立を証するため、本合意書2通を作成し、各当事者押印の上、各1通を所有する。

令和 年 月 日

譲渡人 愛媛県松山市三番町四丁目4-1
公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構
理事長 〇〇 〇〇 (印)

譲受人 〇〇県〇〇市〇〇
△△ △△ (印)

え農振第 号

令和 年 月 日

出し手 様

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長

物納による賃料等譲渡合意書の締結について

先に御提出いただきました標記合意書について、別添のとおり締結しました。

つきましては、締結しました合意書を1部送付しますので、御確認のうえ、保管をお願いします。

え農振第 号

令和 年 月 日

受け手 様

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長

物納による賃料等譲渡合意書の締結について(通知)

先に御承諾いただきました債権(物納による賃料等)の譲渡について、別添写しのとおり公益財団法人えひめ農林漁業振興機構と土地所有者の間で合意書を締結しましたので、御確認のうえ、保管をお願いします。

物納による賃料等譲渡承諾書

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

下記の債権(物納による賃料等)の譲渡につき、異議なく承諾します。

譲渡債権の表示

債権者	公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構
債権額	(例示)1年間当たり米穀〇〇kg
債権の原因	令和 年 月 日付け令和 年度 号農用地利用集積等促進計画 による賃借料
支払時期	令和 年 月 日付け令和 年度 号農用地利用集積等促進計画 による

上記債権の譲受人	住所	〇〇県〇〇市〇〇
	氏名	△△ △△(土地所有者)

上記債権の譲渡原因発生日(物納による賃料等譲渡合意日) 令和 年 月 日

令和 年 月 日

承諾者 〇〇県〇〇市〇〇
△△ △△

⑥

(参考 1)

農地中間管理事業の処理チェック表

1 注意すべき項目

農用地利用集積等促進計画による契約の始期	令和 年 月 日
農業委員会の開催日（意見聴取可能日）	令和 年 月 日

2 処理項目等(チェックリスト)

No	処 理 項 目	想定所 要日数	処理期 限	処理主 体	確認 欄
0	農用地等の貸借等に係る申出	—	月 日	貸し手又は 借り手	
1	農地中間管理事業の実施に係る意見書（様式 6）	4 日	月 日	市町	
2	農用地利用集積等促進計画案の作成依頼（様式 7）	14 日	月 日	機構	
3	農用地利用集積等促進計画案の作成・提出（様式 10、 様式 11） （作成に当たって、農業委員会の意見を聴取）	14 日	月 日	市町	
4	農業委員会の意見聴取 （促進計画案の作成時に、意見聴取した場合は不要）	20 日前後	月 日	機構	
5	〔地域計画の区域内の農用地等の場合〕 市町の意見聴取 （市町の作成した促進計画案を決定する場合は不要）	—	月 日	機構	
	〔地域計画の区域外の農用地等の場合〕 利害関係人の意見募集（約 1 週間、機構 H P に掲載）	30 日	月 日	機構	
6	農用地利用集積等促進計画の策定・市町への認可申請	20 日	月 日	機構	
7	農用地利用集積等促進計画の認可	5 日	月 日	市町	
8	農用地利用集積等促進計画の公告	3 日	月 日	市町	
9	農用地利用集積等促進計画の農業委員会及び機構への 認可通知	2 日	月 日	市町	
10	農用地利用集積等促進計画の貸し手及び借り手への通 知（様式 12）	14 日	月 日	機構	

(参考 2)

農地中間管理事業の処理チェック表（農業委員会の要請）

1 注意すべき項目

農用地利用集積等促進計画による契約の始期	令和 年 月 日
農業委員会の開催日（意見聴取可能日）	令和 年 月 日

2 処理項目等(チェックリスト)

No	処 理 項 目	想定所 要日数	処理期 限	処理主 体	確認 欄
0	農用地等の貸借等に係る申出	—	月 日	貸し手又は 借り手	
1	要請書(様式 19) 及び農用地利用集積等促進計画案(様式 10) の作成・提出 (作成に当たって、市町担当部局の意見を聴取)	28 日	月 日	農委	
2	〔地域計画の区域外の農用地等の場合〕 利害関係人の意見募集(約 1 週間、機構 H P に掲載)	30 日	月 日	機構	
3	農用地利用集積等促進計画の策定・市町への認可申請	20 日	月 日	機構	
4	農用地利用集積等促進計画の認可	5 日	月 日	市町	
5	農用地利用集積等促進計画の公告	3 日	月 日	市町	
6	農用地利用集積等促進計画の農業委員会及び機構への認可通知	2 日	月 日	市町	
7	農用地利用集積等促進計画の貸し手及び借り手への通知(様式 12)	14 日	月 日	機構	

(参考3)

農地中間管理事業の処理チェック表（市町兼務）

1 注意すべき項目

農用地利用集積等促進計画による契約の始期	令和 年 月 日
農業委員会の開催日（意見聴取可能日）	令和 年 月 日

2 処理項目等(チェックリスト)

No	処 理 項 目	想定所 要日数	処理期 限	処理主 体	確認 欄
0	農用地等の貸借等に係る申出	—	月 日	貸し手又は 借り手	
1	農用地利用集積等促進計画案の作成、機構兼務職員への提出（様式 10、様式 11） （作成に当たって、農業委員会の意見を聴取）	28 日	月 日	市町	
2	〔地域計画の区域外の農用地等の場合〕 利害関係人の意見募集を機構へ依頼	2 日	月 日	兼務職員	
3	〔地域計画の区域外の農用地等の場合〕 利害関係人の意見募集(約 1 週間、機構HPに掲載)	9 日	月 日	機構	
4	農用地利用集積等促進計画の策定・市町への認可申請	1 日	月 日	兼務職員	
5	農用地利用集積等促進計画の認可	3 日	月 日	市町	
6	農用地利用集積等促進計画の公告	3 日	月 日	市町	
7	農用地利用集積等促進計画の農業委員会及び機構兼務職員への認可通知	1 日	月 日	市町	
8	農用地利用集積等促進計画の貸し手及び借り手への通知（様式 12）	1 日	月 日	兼務職員	
9	農用地利用集積等促進計画策定を機構へ報告	1 日	月 日	兼務職員	

(参考 4)

促進計画記入例

第 1 中間管理権の設定関係 (出し手⇒機構用⇒受け手)

1 各筆明細

整理番号	契約関係者		氏名又は名称		住所・電話番号	
	農地中間管理機構に中間管理権を設定する者 (A)	農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者 (B)	内容	権利の種類	面積 ㎡	現況 地番 地目
	愛媛 太郎	伊 予 一 郎	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長	〇〇 〇〇	〒 〇〇〇-△△△△ (電話番号: 〇〇〇〇-××××-〇〇〇〇〇) 愛媛県〇〇市△△町◇丁目×××	〒 〇〇〇-△△△△ (電話番号: 〇〇〇〇-××××-〇〇〇〇〇) 愛媛県〇〇市△△町◇丁目×××
					〒 790-0003 (電話番号: 089-945-1542) 愛媛県松山市三番町四丁目4番地1	

氏名や住所等は、明確に分かり易く
記入してください

捺印

捺印

捺印

捺印

捺印

電話番号は常に確実に繋がる電話番号
を記入してください

権利を設定する土地 (D)				設定する中間管理権及び利用権 (E)				権利を設定する土地のA以外の権原者等 (F)							
所	在	地番	現況 地目	面 積 ㎡	権利の 種類	内 容	存続期間		借 賃 円	借賃の支払方法	住所	氏名又は 名称	権原の 種類	同意印	備考
〇〇市△△町×××	100	田		1,000	賃借権	水田として 利用	令和7年 8月11日	令和17年 3月31日	5,000	【CからAへの支払い】 毎年2月26日にAの指定口座 へ振り込む。 なお、第1回目の振込は、令和 8年2月26日とし、振込金額 は、賃借権の設定日(始期)か ら令和8年3月31日までの月 割金額とする。	〇〇市△△町× ××	愛媛 次郎	所有権	㊞	
									10,000						
〇〇市△△町×××	200	田		2,000	賃借権	畑として利 用					〇〇市△△町× ××	愛媛 三郎	所有権	㊞	
〇〇市△△町×××	300	畑		1,000	使用貸 借によ る権利	畑として利 用	令和7年 8月11日	令和17年 3月31日	0	【BからCへの支払】 毎年2月20日にCの指定口座 へ振り込む。 自動口座振替の場合は、16日の 引落とする。振替日が休日の場 合は翌営業日とする。 なお、第1回の振込は、令和8 年2月20日とし、振込金額 は、賃借権の設定日(始期)か ら令和8年3月31日までの月 割金額とする。	〇〇市△△町× ××	赤野 他人	抵当権	㊞	
											〇〇市△△町× ××	別野関係者	地上権	㊞	
															他の権原者の同意が必要

借賃は、できる限り筆ご
とに記入してください

始期は、できる限り毎月の1日、
11日、21日をお願いします

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別表とする。
- (2) 権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。
- (3) D欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には〇〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) E欄の「内容」は、当該土地の利用目的 (例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地 (畜舎) として利用等) を記載する。
- (5) E欄の「始期」は、原則として、毎月の1日、11日、21日のいずれかの日とする。
- (6) E欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃 (期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃) の額を記載する。
- (7) E欄の「借賃の支払方法」について、第1回の借賃の振込は、設定日が4月から9月までは翌年2月26日又は翌年2月26日とし、当該期間の月割金額とする。また、10月から翌年3月までは、翌年の8月26日又は翌年の8月20日とし、当該期間の月割金額とする。但し、自動口座振替を選択した場合は、2月20日は2月16日及び8月20日は8月16日とする。なお、16日又は20日が休日にあたる場合は、翌営業日とする。
- (8) F欄は、A欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。

(参考5) 物納に係る意見書記入例

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

〇〇市 町 長
(〇〇市町農業委員会 会長)



農地中間管理事業の実施に係る意見書の提出について

農地中間管理事業により（貸借・農業経営の受委託・農作業の受委託）を希望する下記の農用地等については、権利設定の当事者の意向が明確であり、事業の実施に関して問題はないので、必要な手続きを進めていただきますようお願いします。

記

土地所有者の 住所・氏名	土地の所在地 大字・字・地 番・地目・面積	受け手の 住所・氏名	契約期間* 始期・終期	賃料又は委託料	地域計画の 区域		機構集積協 力金の有無		新規集積 又は つけ替え 区分
					区域 内	区域 外	地域 集積	経営 転換	
				(物納) 米穀〇〇kg 銘柄〇〇〇〇 品質〇等米					

B 1年以内に事業を実施することが確実と見込まれる農用地等

土地所有者の 住所・氏名	土地の所在地 大字・字・地 番・地目・面積	借受希望者 の 住所・氏名	契約期間 始期・終期	賃料	地域計画の 区域		機構集積協 力金の有無		新規集積 又は つけ替え 区分
					区域 内	区域 外	地域 集積	経営 転換	
				(物納) 米穀〇〇kg 銘柄〇〇〇〇 品質〇等米					

(注) 確実と見込まれる理由を別紙（様式自由）に記載して、提出してください。

(参考 6) 物納に係る促進計画記入例

第1 中間管理権の設定関係 (出し手⇒機構用⇒受け手)

1 各筆明細



整理番号	契約関係者	氏名又は名称	住所・電話番号
	農地中間管理機構に中間管理権を設定する者 (A)	㊟	〒 — — (電話番号: — —)
	農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者 (B)	㊟	〒 — — (電話番号: — —)
	農地中間管理機構 (C)	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 〇〇 〇〇 ㊟	〒 790-0003 (電話番号: 089-945-1542) 愛媛県松山市三番町四丁目4番地1

権利を設定する土地 (D)				設定する中間管理権及び利用権 (E)				権利を設定する土地のA以外の権原者等 (F)				備考	
所	在	地番	現況 地目	面 積 ㎡	権利の 種類	内 容	存続期間 始期 終期	借 賃 円	借賃の支払方法	住所	氏名又は 名称		権原の 種類
							令和〇年〇 月〇日 令和〇年〇 月〇日	(物納) 米穀 〇〇kg 銘柄 〇〇〇〇 品質 〇等米	(支払時期・場所) ・支払時期は、毎年〇月 〇日までとする。 ・支払場所は、Aの住所 地とする。 ・なお、やむを得ない理 由により支払時期又は 支払場所を変更する場 合は、A及びBが協議 して定める。 (支払形態) 支払いは、30 kg紙袋で行 う。 (搬入方法) Bは、Aに事前に連絡 したうえで、期日までに Aの住所地に搬入する。				

第2 賃借権又は使用貸借による権利の移転関係

1 各筆明細

整理 番号	権利の移転を受ける者の氏 名又は名称及び住所 (A)		(氏名又は名称)	印	〔住 所〕 〒 — — (電話番号: — —)						
	権利の移転をする者の氏名 又は名称及び住所 (B)		(氏名又は名称)		〔住 所〕 〒 — — (電話番号: — —)						
所 在			地番	現況 地目	面積 ㎡	移転する権利 (D)			備 考		
						利用権 の種類	内 容	移転の時期 令和〇年〇月 〇日		終 期 令和〇年〇月〇日	借 賃 円
										(物納) 米穀 〇〇kg 銘柄 〇〇〇〇 品質 〇等米	(支払時期・場所) ・支払時期は、毎年〇月 〇日までとする。 ・支払場所は、土地所有 者の住所とする。 ・なお、やむを得ない理 由により支払時期又は 支払時期を変更する場 合は、A及び土地所有 者が協議して定める。 (支払形態) 支払いは、30 kg紙袋で 行う。 (搬入方法) Aは、土地所有者に事 前に連絡したうえで、期 日までに土地所有者の住 所地に搬入する。

特 例 事 業 規 程

(令和7年4月1日改正)

特例事業規程

第1章 総 則

(事業実施の基本方針)

第1条 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（以下「機構」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第5条に基づき本県において作成される農業経営基盤強化促進基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、農業経営基盤の強化を通じて効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、次に掲げる事業（これらを総称して「特例事業」という。）を行うものとする。

- 一 農地売買等事業（法第7条第1号に規定する事業をいう。以下同じ。）
- 二 農地売渡信託等事業（法第7条第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）
- 三 農地所有適格法人出資育成事業（法第7条第3号に規定する事業をいう。以下同じ。）
- 四 研修等事業（法第7条第4号に規定する事業をいう。以下同じ。）

2 機構が特例事業を行うに当たっては、以下の点に留意して行うものとする。

- 一 農地売買等事業は、ほ場の分散保有を解消しつつ農業経営の規模を拡大し、農作業の効率化を図る等効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう実施するものとする。
- 二 農地売渡信託等事業は、農地の価格下落等により農地売買等事業によっては円滑な農地の流動化を推進することが困難な場合に実施するものとする。
- 三 農地所有適格法人出資育成事業は、農地所有適格法人の経営体質を強化しつつ経営規模拡大を図るため実施するものとする。本事業に係る出資に当たっては、対象となる農地所有適格法人の健全な発展を図り、その経営の自主性を尊重するものとする。
- 四 研修等事業は、県普及組織、農業経営・就農支援センター（法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。）、県農業大学校、県農業会議、県農業協同組合中央会等の関係機関、団体及び地域の農業事情等に精通した農業者等との連携を図りつつ新規就農希望者（農業後継者を含む。）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者に対する研修その他の事業を行うものとする。

3 同意市町が定める地域計画（法第19条の規定に基づき、市町が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（目標地図）等を明確化し公表したもの。以下同じ。）の区域において特例事業を実施する場合には、当該計画の達成に資することとなるように実施する。

4 3で定めるほか、特例事業の対象者は、法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）を優先するものとし、認定農業者の農業経営改善計画の達成に寄与するよう実施するものとする。

(事業実施区域)

第2条 機構が行う特例事業の実施区域は、本県における市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域をいう。当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く区域とする。

(事業対象農用地等)

第3条 機構が行う特例事業の対象農用地等は、次に掲げるもの(以下「農用地等」という。)とする。

- 一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地(以下「農用地」という。)
 - 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
 - 三 以下に掲げる農業用施設の用に供される土地
 - ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
 - イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調整、貯蔵又は出荷の用に供する施設
 - ウ 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管(農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。)の用に供する施設
 - エ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
 - 四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地
- 2 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供されることが適当な土地について実施する特例事業(研修等事業を除く。)は、農用地につき実施するこれらの事業と併せ行う場合に限るものとする。

(事業実施に当たっての調整等)

第4条 機構が特例事業を行うに当たっては、国、県、市町、農業委員会、新規就農相談センター、県農業会議、県農業協同組合中央会、農業協同組合、土地改良区、県普及組織、農業経営・就農支援センター、県農業大学校、株式会社日本政策金融公庫等の関係機関、団体と十分連絡・調整を図るものとする。

また、機構が行う農地中間管理事業との連携・調整を図るものとする。

- 2 機構が特例事業を行うに当たっては、市町が行う農業経営基盤強化促進事業(法第4条第3項に規定する事業をいう。)その他の農地集積・集約化のための施策と連携して行うものとする。
- 3 機構は、特例事業の円滑な実施を図るため、機構が行う当該事業に係る事務の一部を市町等に委託することができる。

(事業実施計画)

第5条 機構は、毎年度、その行う事業の種類毎に事業の実施計画を定めるものとする。

第2章 農地売買等事業

(事業内容)

第6条 機構は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等その他農地保有の合理化を促進する等効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、農用地等を買入れ(法第4条第1項第2号から第4号までの土地にあっては、農用地と一体として買入れる場合に限

る。)、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けるものとする。

(事業実施の原則)

第7条 機構が、特例事業として行う農用地等の買入れ、交換、売渡し及び貸付けは、原則として、同意市町が定める地域計画の区域において実施する場合は、当該計画の達成に資することとなるよう行うものとする。

また、地域計画の区域外の農用地等において、所有権を取得する際には、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第18条第11項の農業委員会の要請又は同法第19条第2項の規定による同法第18条の農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）の案の提出があった場合を基本とする。

(農用地等の買入れ)

第8条 農用地等の買入れは、地域計画の区域においては当該計画の達成又は農業経営基盤の強化に資すると見込まれるものに限り行うものとする。

- 2 機構は、市町又は農業委員会から「特例事業の実施に係る意見書の提出について（様式-1）」が提出され、農用地等を買入れようとする場合には、「農用地利用集積等促進計画案の作成について（様式-2）」により促進計画の案の作成を、市町に依頼するものとする。この場合、機構は、必要に応じてこれらの土地等について実地調査等を行うものとする。
- 3 市町は、前項の機構からの依頼に基づき、農業委員会の意見を聴取したうえで、「農用地利用集積等促進計画（様式-3）」の案を作成し、「農用地利用集積等促進計画案の提出について（様式-4）」により、機構に提出する。
- 4 機構は、市町から提出された促進計画の案の記載内容等を確認し、促進計画の案に基づき促進計画を策定する場合、当該農用地等が地域計画の区域外の農用地等であるときは、当該農用地等の概要を機構のホームページに一定期間掲載し、利害関係人の意見を募集する。
- 5 機構は、前項により利害関係人から意見を募集した結果を踏まえ、促進計画を策定し、利害関係人の意見を添えて市町に認可を申請し、認可を受けたときは、「農用地利用集積等促進計画の認可について（通知）（様式-5）」により、当該市町及び土地所有者へ通知する。
- 6 機構は、農用地について促進計画を活用せずに買入れを行う場合には、必要に応じてこれらの土地等について実地調査等を行い、買入れることを相当と認めたときは、これらの土地等の所有権を有する者とこれらの土地等の買入れに関する契約の締結を行うとともに、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項第13号の規定に基づき、当該農用地の存する区域を地区とする農業委員会に届け出るものとする。

(農用地等の売渡し)

第9条 機構は、市町又は農業委員会から「特例事業の実施に係る意見書の提出について（様式-1）」が提出され、農用地等を売り渡そうとする場合には、「農用地利用集積等促進計画案の作成について（様式-2）」により、促進計画の案の作成を、市町に依頼するものとする。

- 2 市町は、前項の機構からの依頼に基づき、農業委員会の意見を聴取したうえで、「農用地利用集積等促進計画(様式-3)」の案を作成し、「農用地利用集積等促進計画案の提出について(様式-4)」により、機構に提出する。
- 3 機構は、市町から提出された促進計画の案の記載内容等を確認し、促進計画の案に基づき促進計画を策定する場合、当該農用地等が地域計画の区域外の農用地等であるときは、当該農用地等の概要を機構のホームページに一定期間掲載し、利害関係人の意見を募集する。
- 4 機構は、前項により利害関係人から意見を募集した結果を踏まえ、促進計画を策定し、利害関係人の意見を添えて市町に認可を申請し、認可を受けたときは、「農用地利用集積等促進計画の認可について(通知)(様式-5)」により、当該市町及び土地購入者へ通知する。
- 5 農用地等の売渡しに当たっては、第18条の規定に基づいて売渡しの相手方を選定することができるものとする。

(買入価格等)

第10条 農用地等の買入価格は、対象となる農用地等の周辺の地域で自然的経済的社会的諸条件からみてその農業事情がその農用地等に係る農業事情と類似すると認められる一定の区域内における農用地等(以下「周辺類似農用地等」という。)についての耕作又は養畜の事業に供するための取引の事例が収集できるときは、当該事例における取引価格にその取引が行われた事情、時期等に応じて適正な補正を加えた価格を基準とし、当該周辺類似農用地等及び利用権の設定等を行う農用地等に関する次に掲げる事項を総合的に比較考量し、算出する。

- 一 位置
 - 二 形状
 - 三 環境
 - 四 収益性
 - 五 その他、一般の取引における価格形成上の諸要素
- 2 前項の事例の収集ができないときは、次に掲げる事項のいずれかを基礎とし、適宜その他の事項を勘案して算出する。
 - 一 借賃、地代、小作料等の収益から推定されるその農用地等の価格
 - 二 その農用地等の所有者がその農用地等の取得及び改良又は保全のため支出した金額
 - 三 その農用地等について固定資産税評価額(地方税法(昭和25年法律第226号)第381条第1項又は第2項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。)その他の課税の場合の評価額
 - 3 農用地等の買入価格が、土地所有者と土地購入希望者の協議により、当該農用地等に関する一般の取引における価格形成上の諸要素に照らして適切な価格であらかじめ決定されているときは、当該価格を勘案して算出する。
 - 4 農用地等の買入価格の算出については、必要に応じ農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。
 - 5 農用地等の買入価格が、その農用地等の収益性からみて著しく高額であると認められる場合には、その農用地等の買入れは行わないものとする。

- 6 農用地等の買入対価は、原則として買入に係る農用地等の所有権移転登記完了後に支払うものとする。

(売渡価格)

第 11 条 農用地等の売渡価格は、原則としてその取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額（当該農用地等につき土地改良事業が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち機構が負担した額を加えた額）を基準とし、必要に応じ当該農用地等につき前条の規定により算定される額を勘案したうえで、農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。

- 2 農用地等の売渡対価は、原則として売渡しに係る農用地等の所有権移転登記完了の日までに徴収するものとするが、やむを得ない事情があると認められる場合には、その期日を延期することができるものとする。

(対価の支払の方法)

第 12 条 農用地等の売買に係る対価の支払の方法は、第 10 条第 6 項及び前条第 2 項によるほか、機構が買入れ及び売渡しする相手方と協議の上、決定する。なお、その他の特例事業に係る支払についてもこれを準用する。

(農用地等の交換)

第 13 条 農用地等の交換に当たっては、第 18 条の規定に基づき交換の相手方を選定し、交換の対象となるべき農用地等の実地調査等を行った上、これを相当と認めたときは、交換に関する契約の締結を行うものとする。

(農用地等の貸付け)

第 14 条 機構が第 8 条により買い入れた農用地等は、次の場合には、第 18 条の規定に基づいて貸付けの相手方を選定し、促進計画によりその者と当該農用地等の賃貸借を行うことができるものとする。

- 一 担い手の農業経営の安定を確保する観点から、売渡しを予定している者に対し、売渡しまでの間貸し付ける場合
 - 二 新規就農者等の育成及び農地保有の合理化を促進する観点から特に必要と認められる場合であって、新規就農希望者等へ貸し付ける場合
- 2 貸付けの期間は、農地保有の合理化を促進するため必要な期間の定期賃貸借とする。
- 3 農用地等の貸付けに係る促進計画においては、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 618 条の規定による解約権の留保は付さないものとする。

(賃貸)

第 15 条 機構が農用地等を賃貸借により貸し付ける場合における賃貸は、次のとおりとするものとする。

- 一 農地については、農地法第 52 条及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 103 条第 1 項の規定により農業委員会から提供を受けた借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定した額

- 二 法第4条第1項第4号に規定する土地については、開発後の土地の借賃又は貸賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定した額
- 三 その他の土地については、土地の種類毎に近傍の土地の借賃又は貸賃の額に比準して算定し、近傍の土地の借賃又は貸賃がないときは、近傍の用途が類似する土地について算定される借賃又は貸賃の額を基礎とし、当該土地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定した額

(農用地等の一時的貸付け)

- 第16条 機構は、本事業の目的に従い農用地等を売り渡し、又は貸し付けるまでの間、当該農用地等を暫定的に使用することを相当と認める者に一時的に貸し付けることができるものとする。
- 2 前項の規定により農用地等を貸し付ける場合には、農用地及び法第4条第1項第4号の土地については、原則として使用貸借による権利の設定を行うものとし、法第4条第1項第2号及び第3号の土地については賃貸借による権利の設定を行うものとする。

(農用地の買入れ等の基準)

- 第17条 農用地等を買入れるときの基準は次に掲げるものとする。
- 一 農地保有の合理化を通じて効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するような農用地等であること。
 - 二 当該農用地等の価格が、第10条の規定に照らして適切であると判断されること。
 - 三 当該農用地等賃料が、農地法第52条及び農地法施行規則第103条第1項の規定により農業委員会から提供を受けた借賃等の情報や生産条件等からみて適切であると判断されること。
 - 四 その他農業経営の基盤の強化に資すると見込まれるものに限ること。

(農用地等の売渡し等の相手方)

- 第18条 機構が、農地売買等事業の実施により農用地等を売り渡し、交換し又は貸し付けることができる者は、次に掲げる者とする。
- 一 法第19条第1項の地域計画の区域において、機構が売り渡そうとする農用地等に農業を担う者が位置付けられている場合には、売渡しの相手方はその者に限るものとする。

また、目標地図に位置付けられた農業を担う者以外の者が、農作物の作付期間等の都合で買入れを迅速に行う必要があり、地域計画の変更が間に合わない場合や、目標地図に位置づけられた者に売り渡すことが困難となったときに備えてあらかじめ地域計画により定めた代替者に売り渡す場合で、後日、地域計画の変更が行われると見込まれる場合にあっては、売渡しの相手方はその者に限るものとする。
 - 二 前号以外の場合にあっては、認定農業者を優先するものとし、原則として次の要件を満たしている個人又は農地所有適格法人であることとする。ただし、貸付けを行う場合には、本条中「農地所有適格法人」とあるのは、「農地所有適格法人及び農地法第3条第3項各号に掲げる要件をすべて満たす法人（農地所有適格法人以外の法人に限

る。）」と読み替えるものとする。

ア その農業経営における当該農用地等の権利の取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人の営む経営に供される場合にあつては、その経営面積をその常時従事者たる構成員の属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が畜産経営に供される場合にあつては、飼養規模。以下同じ。）が、機構が、当該地域における営農類型ごとに農家の平均経営面積以上で、市町及び農業委員会の意見を聴いて定める面積（その面積に係る土地が畜産経営に供される場合にあつては飼養規模。以下「基準面積」という。）を超えるものであること。

ただし、権利を取得させるべき者が新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であつて、当該地域における基準面積によることが相当でないと認められる場合若しくは少数の大規模農家のため当該地域の平均面積を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合については、基本構想を踏まえ、市町及び農業委員会の意見を聴いて行うものとする。

イ その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準で、あるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。

ウ その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。

エ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の50第1項第1号に掲げる農業の経営を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に対して貸付けを行う場合には、他の農業者の中に当該農用地等の貸付けを希望する者がいないことが確実であると見込まれること。

2 前項第2号のアからエに掲げる全ての要件を備えている者が2人以上いる場合における優先順位は、次の各号に掲げる事項を総合勘案して定めるものとする。

一 農用地等の権利の取得後における経営面積と機構が効率的かつ安定的な農業経営の育成の観点から規模拡大の目標として、農業経営基盤強化促進基本構想（法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）の農業経営の指標を勘案しつつ、市町及び農業委員会の意見を聴いて、当該地域における営農類型ごとに具体的な数値をもって定める面積（以下「目標面積」という。基本構想を策定していない市町の目標面積については、農業振興地域整備計画において定められた効率的かつ安定的な農業経営の目標に即して、市町及び農業委員会の意見を聴いて、作目別及び経営形態別に具体的な数値をもって定める面積）との格差が小さいこと。

二 基本構想等（基本構想が策定されていない市町にあつては、農業振興地域整備計画等とする。）において育成しようとする農業経営を行おうとすること。

三 売り渡し、交換し、又は貸し付けようとする農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができると認められること。

四 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められること。

五 高齢農家、兼業農家等を含む地域の関係者との連携が図られていること。

3 第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、農業農村整備事業等の計画に基づき、農用地等の売渡し、交換又は貸付けを行おうことができるものとする。

4 前項の規定に基づき第1項第2号及び第2項に規定する要件を満たす農業者（以下「適格農業者」という。）以外の農業者に農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けること

ができる場合は、その農業者に農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることが、適格農業者が農地の集団化を進めつつ農業経営の規模の拡大を図る上で著しく寄与すると認められる場合又はその農業者が次に掲げるすべての要件を満たす組織の構成員であって農業生産活動の計画的な実施及び組織の管理運営においてその組織の中で中核的な機能を果たす専門的な農業従事者である場合とする。

一 農業者の組織であって、法人格の有無は問わないが、法人格を備えないものである場合には、代表者、組織の運営、機械、施設等の管理利用に関する規約等を定めているものであること。

二 集団的生産活動を行う作目に係る栽培管理の時期、方法、作業等について協定を行い、かつ、その協定に基づき農作業を共同して、又は個別に行い、更に必要に応じ機械等の共同利用を行うものであること。

三 集団的生産活動を行う作目に係るほ場（草地を含む。）は、集団的作業が効率的に実施しうる程度に集団化されているか、又は近い将来に集団化されると認められること。

5 第1項第2号及び第2項から第4項の規定にかかわらず、次の場合には、適格団体（農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準（平成12年9月1日付け12構改B第846号農林水産事務次官通知。以下「処理基準通知」という。）別添1の（1）のオの（オ）の①に定める団体をいう。）に農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる。

一 適格団体

ア 国、地方公共団体（オに掲げる市町を除く。）

イ 農業協同組合（オに掲げる農業協同組合を除く。）、農業協同組合連合会及び農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）

ウ 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第3号に規定する一般社団法人又は一般財団法人（オに掲げる一般社団法人又は一般財団法人を除く。以下「一般社団法人等」という。）

エ 土地改良区

オ 規則第12条第3項に規定する市町、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人

二 機構が、農用地等を適格団体に対して売り渡し、交換し、又は貸し付けることのできる場合の要件

機構が、農用地等を適格団体に対して売り渡し、交換し、又は貸し付けることのできる場合は、次の要件の全て（前号のオに掲げる適格団体にあつては、イからエまでの要件）を満たす場合とする。

ア 当該農用地等の売渡し、交換又は貸付けが、農業農村整備事業等の計画に基づくものであること（一のオの場合を除く。）。

イ 当該農用地等を直接農業者に売り渡し、交換し、又は貸し付けるよりも適格団体に売り渡し、交換し、又は貸し付ける方が、農地保有の合理化に著しく寄与すると認められること。

ウ 当該農用地等の用途が次に該当するものであること。

（1）一のオの国、地方公共団体に対する売渡し、交換又は貸付けの場合

当該農用地等を共同放牧場等農業者の共同利用に係る施設の用に供すると認め

られること。

- (2) 一のイの農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人に対する売渡し、交換又は貸付けの場合

当該農用地等を稚蚕共同飼育の用に供する桑園、共同放牧場等の直接又は間接の構成員である農業者の行う農業経営に直接的に必要な施設の用に供すると認められること。

- (3) 一のウの一般社団法人等に対する売渡し、交換又は貸付けの場合

当該農用地等を乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う農業者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し又はその飼養の事業を行う農業者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業の運営に必要な施設の用に供すると認められること。

- (4) 一のエの土地改良区に対する売渡し、交換又は貸付けの場合

当該混牧林利用地及び当該農業用施設用地を農業者の共同利用に係る施設の用に供すると認められること。

- (5) 一のオの市町、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人に対する売渡しの場合

当該団体が保有する農用地等に隣接する農用地等であって、当該団体がそれらの農用地等を一体的に利用調整することが効率的であると認められること。

さらに、当該団体が、本条の基準に準じて、売渡しを受けた農用地等を売り渡し、又は交換する（売渡し又は交換までの間に一時的に貸し付けることを含む。）ものであると認められること。

エ 当該農用地等に係る利用計画が適正に定められており、かつ、その管理等が効率的に行われると認められること。

6 用途指定、買戻しの特約等

機構が、農用地等を適格団体に売渡し、交換又は貸付けを行うに当たっては、当該農用地等の利用が、売渡し、交換又は貸付けの目的に従って適正に行われるよう次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 用途指定

農用地等の売渡し、交換又は貸付けを行う際には、次に定めるところにより、用途指定を行うものとする。

ア 指定用途

当該農用地等の供しなければならない用途を具体的に定める。

イ 指定期日

指定用途に供しなければならない期日として、相手方の事業計画、資金計画等からみて適当と認められる期日を定める。

ウ 指定期間

指定用途に供しなければならない期間として、農用地等の売渡し又は交換を行う場合にあっては、指定用途に供する期日より5年間（ただし、5年間を指定期間とすると指定期間の終了が売渡しの日から10年間を超える場合は、売渡しの日より10年間の期間を指定し、貸付けを行う場合にあっては、指定期日の翌日からその貸付けの期間とする。

二 買戻特約

農用地等の売渡しを行う場合には、買戻期間を売渡しの日から予め指定する期間の終了の日まで（ただし、指定期間の終了が売渡しの日から 10 年間を超える場合は、売渡しの日より 10 年間）の期間を指定し、次に掲げる買戻しの特約等を行うものとする。

ア 買戻権を実行する場合は、次のとおりとする（土地収用法（昭和 26 年法律 219 号）その他の法律によって当該農用地等が収用され、又は使用された場合を除く。）。

- （１）指定期間中に指定用途に供しなくなった場合
- （２）指定期間中に指定以外の用途に供した場合
- （３）売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をした場合
- （４）地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をした場合

イ 買戻しの特約には、次の内容を定めるものとする。

- （１）適格団体が支払った代金につき返還するものとする。ただし、当該返還金には利息は付さない。
- （２）買い受けた適格団体の負担した契約に要する費用は返済しないものとする。
- （３）買戻しの特約をして売渡しをする場合には、売買契約による所有権移転の登記の申請と同時に買戻しの特約の登記の申請を行うものとする。

三 二のイに掲げる用途指定違反等（貸付けにあっては、用途指定違反）の事実を確認した場合には、買戻権を実行し、貸付けにあっては賃借契約の解除等を行うものとする。

（管理等）

第 19 条 機構は、農用地等の売渡し等を行うまでの間、当該土地等を善良なる管理者の注意をもって管理（農用地にあっては、近傍類似の農用地で一般に行われており、かつ、従来の当該農用地の形質を基本的に変更しない範囲内において行われる耕作を含む。）するものとする。

2 前項の管理のための耕作は、農業委員会による農用地等の利用関係についてのあっせんその他地域における農用地等の利用調整活動によっても当該農用地等の売渡し等を行う相手方又は第 16 条の規定に基づき一時的に貸し付ける相手方が当面いない場合に限り行うものとする。

（目的外処分）

第 20 条 機構が本事業の実施により買い入れた農用地等が本事業の目的以外の目的に供することが相当となった場合には、当該農用地等を適正かつ合理的な土地利用の確保に配慮しつつ他の目的に供することができるものとする。

（未墾地の取得等）

第 21 条 法第 4 条第 1 項第 4 号の土地の買入れは、農業農村整備事業等の実施が確実と見込まれる地域内の土地につき第 4 条に規定する機関又は団体から機構において買い入れるべき旨の申出を受けた場合（自らこれらの事業を実施する場合を除く。）に限り行うものとする。

2 機構は、前項の規定により買い入れた土地を、原則として前項の事業へ参加又は自ら前

項の事業を実施することにより売り渡し、交換し、又は貸し付けるものとする。

第3章 農地売渡信託等事業

(事業内容)

第22条 機構は、地価下落等により農地売買等事業によっては売買を行うことが困難な農用地の売渡信託(委託者が農用地につき所有権を移転し、当該財産を売り渡させることを目的とする信託をいう。以下同じ。)を引き受け、及び当該売渡信託の委託者に対して資金を貸し付けるものとする。

(事業の実施地域)

第23条 本事業の実施地域は次に掲げる基準により価格が下落していると認められる地域とする。

- 一 当該土地の生産力(反収等)、土地条件(同一の作業に要する労働時間等)及び立地条件(幹線道路からの距離等)等が平均的であるとみなされる農用地の取引において取引価格がおおむね過去3年間平均して下落傾向にあること。
- 二 おおむね過去3年間の当該地域の農地法第52条及び農地法施行規則第103条第1項の規定により農業委員会から提供を受けた借賃等の下落率が本県の平均下落率よりも大きいこと。
- 三 農業委員等の精通者が当該地域における農用地の評価額がおおむね3年間低下していることを認めるものであること。

(対象農用地)

第24条 売渡信託を引き受ける農地及び採草放牧地は、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されていないものであって、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- 一 農業生産力の高い農地(農業保険法(昭和22年法律第185号)第136条第2項の規定による基準収穫量等において当該土地が存在する市町又は市町内の地域の平均以上の収量を得られる農地)
 - 二 土地改良事業等の農業に対する公共投資(旧制度開拓として実施された開拓事業、農道の整備のみを目的とする土地改良事業、災害(石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害を含む。)復旧事業及び農用地防災事業を除く。)の対象となった農地及び採草放牧地
 - 三 当該地域で農地売買等事業の実施に当たって定めた基準面積以上の農用地又はおおむね20ヘクタールの団地を形成している農用地の一部となっている農用地
- 2 機構は、委託者が売渡しの相手方を指定している農用地等についての売渡信託は、引き受けないものとする。

(売渡信託契約の締結)

第25条 機構は売渡信託契約の締結と同時に処理基準通知別添1(2)のエの(ア)の規定に基づく無利子資金の貸付けについて金銭消費貸借契約を締結するものとする。

- 2 機構は、売渡信託契約及び金銭消費貸借契約締結の申込みをしようとする者から、別に定める様式による売渡信託契約等申込書の提出があった場合において、売渡信託の目的

たるべき財産について調査し、売渡信託契約等申込書の内容を審査した上で、これを適当と認めたときは、別に定める様式により売渡信託契約等を締結するものとする。

- 3 売渡信託契約は、土地一筆ごとに締結するものとする。ただし、一の委託者が二筆以上の土地を併せて売渡信託する場合であって、売渡信託期間の終期が同一であるときは、これらの土地を包括して信託の目的とし、一の売渡信託契約を締結することができるものとする。

(売渡信託財産の売渡し)

第 26 条 機構は、第 7 条に準じ、農業経営の規模拡大、ほ場の集団化等を通じて効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう売渡信託財産を売り渡すものとする。この際の売渡しの相手方は、第 18 条に準じて選定するものとする。

- 2 機構は、売渡し相手方として適当と認められる者(以下「適格者」という。)を選定し得ないと認めたとき又は適格者が選定されてもその者(適格者が 2 人以上ある場合には、これらすべての者)に売渡信託財産を売り渡すことができないと認めたときは、遅滞なく、委託者又はその一般承継人にその旨を通知するとともに、売渡信託の条件を変更し、又は売渡信託契約を解除するかどうかを聞くものとする。
- 3 機構は、前項の通知後、委託者又はその一般承継人から売渡信託の期間や委託者の指定した最低売渡価格(以下「指値」という。)等の売渡信託の条件の変更の申出があり、これを適当と認めたときは、売渡信託契約を変更するとともに、再び第 1 項の規定により適格者を選定するものとする。

(売渡信託財産の売渡しの方法)

第 27 条 機構は、委託者が指値を指定した売渡信託財産にあつては、指値以上の額で売り渡すものとし、前条第 1 項又は第 3 項の規定により選定された適格者に売渡信託財産を売り渡すときは、当該適格者(適格者が 2 人以上ある場合には、先順位者。以下同じ。)に売り渡す旨の通知を行い、別に定める様式により買受申込書の提出を求めるものとする。

- 2 機構は、前項の規定に基づき買受申込書の提出があつたときは、当該売渡信託財産について適格者と売渡しに関する契約を締結するものとする。この場合において、農用地について促進計画によらないときは、農地法第 3 条第 1 項に定める許可を受けるものとする。
- 3 適格者が 2 人以上ある場合において、先順位者に対し売渡信託財産を売り渡すことができなかったときは、順次、後順位者の順位を繰り上げるものとする。

(売渡信託財産の管理)

第 28 条 機構は、売渡信託の目的に従い、売渡信託財産を売り渡すまでの間、当該売渡信託財産を使用することを適当と認める者に一時貸し付ける等当該売渡信託財産を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 前項の規定により売渡信託財産を貸し付けるときは、当該売渡信託財産について使用貸借による権利を設定するものとする。

(売渡信託財産に係る費用等)

第 29 条 売渡信託財産についての公租公課、必要経費及び有益費(これらに係る償還金を

含む。)、事務管理費、訴訟費用、損害賠償金その他の費用は、委託者又はその一般承継人の負担とし、機構は、当該売渡信託財産に係る売渡代金、補償金その他の売渡信託財産に係る収益金の中から支出するものとする。

- 2 機構が前項の費用を立て替えて支払ったときは、直ちにその弁済を委託者又はその一般承継人に請求するものとする。ただし、委託者又はその一般承継人から申出があった場合には、当該費用を立て替えて支払った後の売渡信託財産に係る収益金をもってその弁済に充てることができるものとする。
- 3 機構が売渡信託財産の売渡しを行う前に当該売渡信託財産に係る収益金を受領し、当該収益金から第1項の費用を控除した上で残額を生じた場合は、当該残額を売渡信託財産の売渡し時点まで機構に積み立てるものとする。
- 4 機構は、売渡信託財産を売り渡した場合は、売渡代金及び前項の規定により積み立てた積立金をもって第25条第1項により貸し付けた無利子資金の償還に充てた上で、残額を委託者又はその一般承継人に支払うものとする。

(売渡信託財産に係る損失の填補)

第30条 自然災害等による売渡信託財産の損壊、滅失等によって委託者が被った損害については、機構は、その責任を負わないものとする。ただし、機構又は第28条の規定に基づき売渡信託財産の一時貸付けを受けている借受人の故意又は過失による場合は、この限りでないものとする。

(受益権の処分の制限)

第31条 機構が引き受けた売渡信託の受益権は、譲渡し、又は質入れをすることができないものとする。

(委託者等との協議)

- 第32条 機構は、次の各号に掲げるときは、遅滞なく委託者又はその一般承継人と協議の上、処理するものとする。
- 一 売渡信託財産について多額の必要経費又は有益費を支出しようとするとき。
 - 二 売渡信託財産について法令による収用、交換分合等権利の得喪変更に関する事故が生ずることが明らかになったとき。
 - 三 その他委託者又はその一般承継人にとって重大な関心があると認められる事実が生じ、又は生ずることが明らかになったとき。

(売渡信託契約等の変更又は解除)

- 第33条 機構は、委託者又はその一般承継人から売渡信託契約の変更又は解除の申込みがあった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申込みを承諾し、売渡信託契約の変更又は売渡信託契約及び金銭消費貸借契約の解除を行うものとする。
- 一 第26条第2項により通知を受けた委託者又はその一般承継人が売渡信託の条件の変更又は売渡信託契約の解除の申込みをしたとき。
 - 二 前条の規定による協議が整わなかったため当該協議に係る委託者又はその一般承継人が解除の申込みをしたとき。

- 三 その他当該申込みの内容が相当であると認められるとき。
- 2 機構は、委託者又はその一般承継人が次の各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、売渡信託契約及び金銭消費貸借契約を解除するものとする。
- 一 虚偽その他不正な手段により貸付金の貸付けを受けた場合
 - 二 正当な理由なく契約に係る貸付条件に違反した場合
 - 三 その他貸付けに係る債権の保全又は回収に懸念がある場合
- 3 機構は、第1項又は第2項の規定に基づき信託契約を解除したときは、遅滞なくその旨を当該信託財産がその区域内に存する農業委員会に通知するものとする。

(売渡信託の終了)

第34条 機構への売渡信託は、以下の場合に終了するものとする。

- 一 売渡信託の目的を達した場合
 - 二 自然災害等による売渡信託財産の滅失等により売渡信託の目的を達することができなくなった場合
 - 三 前条により売渡信託契約が解除された場合
 - 四 当該売渡信託を引き受けた日から委託者が指定した5年を超えない期間を経過しても信託財産が売り渡されなかった場合
- 2 機構は、売渡信託の目的が達せられずに機構への売渡信託が終了したとき又は終了することが明らかになったときは、遅滞なく、その旨を委託者又はその一般承継人に通知し、売渡信託財産の委託者又はその一般承継人への移転の方法、時期その他売渡信託の終了に伴う必要な事項について委託者又はその一般承継人と協議するものとする。

(経 理)

- 第35条 機構は、本事業に係る経理を他の事業に係る経理と区分して経理するとともに、本事業に係る経理においては、売渡信託契約ごとに、その収支を明らかにするものとする。
- 2 機構は、売渡信託契約ごとに、売渡信託を引き受けたとき及び売渡信託が終了したとき並びに毎年1回財産目録を作成するものとする。
- 3 機構は、委託者から請求があったときは、当該者に係る第1項の収支を明らかにした書類又は前項の財産目録を閲覧させ、又はこれらの書類につき説明を行うものとする。

(資金の貸付け)

- 第36条 売渡信託の委託者に対する貸付金の額は、売渡信託財産の評価額の最高7割を限度とするものとする。
- 2 前項の評価額は、売渡信託財産の土地の種類及び農業上の利用目的ごとに、近傍の通常の取引の価額に比準して算定される額を基礎とし、その生産力等を勘案して算定するものとする。
- 3 第39条に定める場合を除き、貸付金には利息を付さないものとする。

(償還期限等)

- 第37条 貸付金の償還期限は、第34条の規定により売渡信託契約が終了する日とする。
- 2 貸付金の償還方法は、一時償還の方法によるものとする。

- 3 第34条第1項第1号及び第4号により売渡信託契約が終了した場合以外の売渡信託契約の終了に伴い、金銭消費貸借契約が解除された場合には、機構が償還期限として指定する期日までに貸付金を全額償還するものとする。

(抵当権の設定)

第38条 機構は、金銭消費貸借契約を締結すると同時に売渡信託財産に機構を第1順位とする抵当権設定契約を結び、債権保全に努めることとする。

(延滞金)

第39条 機構は、委託者が第37条に規定する償還期限までに償還すべき金額を支払わなかった場合には、第36条第3項の規定にかかわらず、当該償還すべき金額につき、償還期限の翌日から支払い当日までの日数（第33条第1項又は第2項により金銭消費貸借契約が解除された場合には、機構が償還期限として指定する期日の翌日から支払い当日までの日数）に応じ年14.00%の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収するものとする。

(売渡信託の再引受け等)

第40条 機構は、次に掲げる場合には再度引受けを行うことができるものとする。

- 一 当該売渡信託財産について売渡しが確実であると認められる相手方が確保されているが、当該相手方が、経営の理由から売渡信託期間内には買い入れることができない場合
 - 二 再委託を引き受けた期間内に新規就農希望者等新たな受け手確保が確実である場合
 - 三 その他売渡信託を再度引き受けることにより円滑な売渡しが確実に行われると県知事が認めた場合
- 2 売渡信託の再引受けを行った場合には、機構は、委託者に対し金銭消費貸借契約を再締結することができるものとする。
- 3 委託者が金銭消費貸借契約の再締結を希望する場合には、機構は、別に定める様式により委託者から理由を付した再締結申込書を提出させ、これを適当と認めたときは委託者と金銭消費貸借契約を締結するものとする。
- 4 再び締結する金銭消費貸借契約の償還期限は、再び締結する売渡信託契約の終了の日とする。
- 5 機構は、金銭消費貸借契約を再締結するときは、同時に売渡信託財産に機構を第1順位とする抵当権設定契約を再び結び、債権保全に努めることとする。

(抵当権の実行)

第41条 売渡信託財産が売り渡されず、かつ、委託者が将来にわたって貸付金の償還を行うことができないと認められる場合には、機構は、第38条の規定に基づき売渡信託財産に設定した抵当権を実行し、貸付金の償還に充てることができるものとする。

第4章 農地所有適格法人出資育成事業

(事業内容)

第 42 条 機構は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人(農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人のうち、農事組合法人(農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 1 号の事業のみを行うものを除く。))又は株式会社(公開会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。))でないものに限る。以下同じ。))に対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡するものとする。

(現物出資の対象となる農地所有適格法人)

第 43 条 機構は、本事業による出資を受けようとする農地所有適格法人から別に定める様式による出資の申出があった場合には、次の各号について確認の上、これを相当と認めたときは、これに応諾をすることができる。

- 一 当該農地所有適格法人が、法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画について市町長等の認定を受けているか、又は受けられることが確実であること。
- 二 当該農地所有適格法人が農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人の要件を具備すること。
- 三 機構からの出資について、当該農地所有適格法人の定款に記載されること、現物出資に伴い検査役の調査等を受けることが必要な場合にあつては当該調査等を受けることその他農業協同組合法又は会社法に定める手続きがとられているか、又はとられることが確実と認められること。

- 2 農用地の現物出資を行う場合であつて促進計画によらないときは、農地法第 3 条第 1 項の許可を得たうえで当該農用地を当該農地所有適格法人に出資するものとする。

(持分又は株式の取得)

第 44 条 機構は、出資の対象となった農地所有適格法人(以下単に「農地所有適格法人」という。)の定款に定めるところに従い、持分又は株式を取得する。

- 2 前項の持分又は株式には、農地所有適格法人に対する剰余金配当請求権、脱退に伴う持分払戻請求権又は株式払戻請求権、農地所有適格法人の解散に伴う清算後の分配財産請求権等の一切が包含されているものでなければならないものとする。
- 3 第 1 項により農地所有適格法人の持分又は株式を取得するに当たっては、機構の議決権が当該農地所有適格法人の総社員又は総株主の議決権の 2 分の 1 を超えないようにするものとする。

(持分又は株式の譲渡)

第 45 条 機構は、出資に伴い付与される持分又は株式のすべてを、農地所有適格法人の構成員(農地法第 2 条第 3 項第 2 号イからへまでに掲げる者に限る。以下同じ。))に対しその全部を分割して譲渡するものとする。分割の方法は、当該農地所有適格法人の譲渡対象者間での合意に基づき任意に定めたところにより譲渡を行うものとする。

- 2 機構は、前項の持分譲渡又は株式譲渡を行うため、持分引受け又は株式引受けに際して、当該構成員と別に定める様式により持分譲渡契約又は株式譲渡契約を締結するものとする。

る。

- 3 前項の持分譲渡契約又は株式譲渡契約の締結後に、構成員の新規加入又は脱退等により、持分又は株式を取得する構成員に変更を生じた場合には、構成員間で再度譲渡の分割の方法について取り決めを行い、この合意に従って当該持分譲渡契約又は株式譲渡契約を変更するものとする。
- 4 機構は、持分又は株式を取得する予定の構成員から、理由を付して持分取得又は株式取得の期限の延期を求める申請書の提出があった場合において、やむを得ないと認める場合には、第2項の持分譲渡契約又は株式譲渡契約を変更し、当該構成員に対する持分譲渡又は株式譲渡の期限を延期することができるものとする。

(持分又は株式の内容をなす権利等の行使)

第46条 農地所有適格法人の運営に当たっては、機構は、当該農地所有適格法人の自主性を尊重するものとする。ただし、次に掲げる場合には経営参与・監督是正の権利の行使等持分又は株式の内容をなす権利又は共益権の行使を行い、経営の健全性の確保を図るものとする。

- 一 粉飾決算等利益を不当に減殺し、配当を行わない等正当な利益を損なうような行為を行った場合
- 二 不当な理由で当該農地所有適格法人を解散させる場合
- 三 その他本事業の目的を損なう場合

(履行担保)

第47条 機構は、持分譲渡契約又は株式譲渡契約をする際に、併せて第45条第2項の規定に基づき締結する持分譲渡契約又は株式譲渡契約により持分又は株式を取得することとされている構成員が持分又は株式の引取りを拒否し、かつ、対価を支払わない場合には、持分譲渡契約又は株式譲渡契約を解約した上で農地所有適格法人の他の構成員が当該持分又は株式を取得すべき旨を定めるものとし、この契約に加えることとする。

(積立金)

第48条 機構が農地所有適格法人から受け取る配当金は、本事業の実施により機構が取得した持分又は株式を譲渡することができない場合等に備える引当金に充てるものとする。

第5章 研修等事業

第1節 研修事業

(事業内容)

第49条 機構は、農地売買等事業によって買い入れた農用地等において、新規就農希望者(農業後継者を含む。)及び新たな分野の農業を始めようとする農業者(以下「新規就農希望者等」という。)に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うものとする。

(事業の実施方法)

第50条 機構は、研修期間中は当該新規就農希望者等の生活の安定に配慮するものとする。

- 2 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。
- 3 本事業は、県普及組織、農業経営・就農支援センター、県農業大学校、県農業会議、農業協同組合等の関係機関、団体及び地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。
- 4 研修期間中においては、当該研修に係る農用地等について他に買入れ又は借入れの希望者が現れた場合であっても、当該希望者に対して売渡し又は貸付けを行わないことができる。

(事業に係る農用地等の売渡し等)

- 第51条 機構は、新規就農希望者等の農業の技術又は経営方法の習得状況を見極めたうえ、当該研修に係る農用地等を農地売買等事業の手続きにより当該新規就農希望者等に対して売り渡し、又は貸し付けるよう努めるものとする。
- 2 研修中又は研修終了後、やむを得ない事情により新規就農希望者等が研修に係る農地等を買入れ、又は借り受けることが不可能となった場合には、農地売買等事業の手続により第三者に対して当該農用地等を売り渡し、又は貸し付けるものとする。

(研修費)

- 第52条 研修に要する費用については、原則として機構が負担するものとする。

第2節 その他の事業

- 第53条 機構は、農地売買等事業により買入れた農用地等の中間保有機能を有効に活用することによって次の事業を行うことができるものとする。
- 一 産地形成のためにモデル的な経営を行う事業
 - 二 その他特例事業の目的に適合する事業

附 則

- 1 この規程は、農業経営基盤強化促進法第8条第1項の規定による県知事の承認のあった日から施行する。(平成26年6月30日)

附 則

- 1 この規程は、農業経営基盤強化促進法第8条第1項の規定による県知事の承認のあった日から施行する。(令和5年4月1日)

附 則

- 1 この規程は、農業経営基盤強化促進法第8条第1項の規定による県知事の承認のあった日から施行する。(令和7年4月1日)

番 号
令和 年 月 日

(公財) えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

〇〇市 町 長
(〇〇市町農業委員長)

特例事業の実施に係る意見書の提出について

特例事業により売買を希望する下記の農用地等については、所有権移転の当事者の意向が明確であり、事業の実施に関して問題はないので、必要な手続きを進めていただきますようお願いします。

記

1 農用地等の売買計画

譲渡人の 住所・氏名	土地の所在地 大字・字・地番 ・地目・面積	所有権の 移転時期	対 価	固定資産税 課税評価額	譲受人の 住所・氏名	地域計画の 区域	
						区域 内	区域 外

2 譲受人の資金計画

対 価(必要額)		千円	資金計画の裏付けとなる事項等
資 金 計 画	自己資金	千円	※年間販売額や所得、預金額、手持ち現金等の自己資金の財源を具体的に記入
	融 資	千円	※利用を考えている制度資金の申請状況や融資を受ける金融機関との交渉経過等を具体的に記入
	その他	千円	※財源の種類や調達先、調達方法等を具体的に記入

〇〇市町長 様

公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構 理事長

農用地利用集積等促進計画案の作成について

令和 年 月 日付けで申し出のあった農用地等の売買について、特例事業として適当と認めますので、農用地利用集積等促進計画（案）の作成（指導）をよろしくお願いいたします。

○農用地利用集積等促進計画（令和 年 月）

令和 年度 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、
農用地利用集積等促進計画を定める。

令和 年 月 日

愛媛県松山市三番町四丁目4番地1

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 印

第 1 所有権の移転関係（出し手⇒機構用）

1 各筆明細

整理 番号	所有権の移転を受ける者の氏名又は 名称及び住所（A）		（氏名又は名称） 公益財団法人 えひめ 農林漁業振興機構 理事長 ○○ ○○ 印		（住所） 〒790—0003 （電話番号：089-945-1542） 愛媛県松山市三番町四丁目 4 番地 1												
	所有権を移転する者の氏名又は名 称及び住所（B）		（氏名又は名称） 印		（住所） 〒 — （電話番号： — — ）												
所 在	所有権を移転する土地（C）			農地中間管理機構に移転する所有権（D）			備考										
	地番	現況 地目	面積 ㎡	所有権 の登記 の有無	利用目的	所有権 の移転 時期		対 価 円	対価の支払 方法	対価の 支払期 限	引渡の 時期	農地中間管 理事業の実 施により成 立する所有 権の移転に 係る当事者 間の法律関 係（E）	所有権を移転する土地の （B）以外の権原者等（F）	氏名又は 名称	住 所	権原の 種類	同意印

（記載注意）（1）この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別葉とする。

（2） 権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。

（3）（C）欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きする。

（4）（C）欄の「所有権の登記の有無」は、登記簿の表題部に所有者の記載がある場合には（表）と、所有権の登記がある場合には（所）と、未登記の場合には（未）と記載する。

（5）（D）欄の「利用目的」は、所有権の移転による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。

（6）（D）欄の「対価」は、当該土地の移転の対価（立木等の額を算入したときはその合計額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を記載する。）の額を記載する。なお、交換の場合で交換差金を伴うときにはその額を記載する。

（7）（E）欄の「所有権の移転に係る当事者間の法律関係」は、「売買」等と記載する。

（8）（F）欄は、（B）欄以外の権原者がいないときは、記入を要しない。

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより行われる所有権の移転は、1 の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 所有権の移転

1 の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権の移転は、本計画の公告があり、1 の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

(2) 法律関係の失効

1 の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。

(3) 所有権以外の権利の消滅

当該土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者（以下「甲」という。）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

(4) 対価の増減額請求

甲及び農地中間管理機構（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、対価の増減を請求しない。

(5) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡しの際までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(6) 障害の除去等

ア 甲は、当該土地の引渡しの際までに、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすもの（以下「障害」という。）を除去しなければならない。

イ 当該土地の引き渡し後において障害が判明したときは、乙は相当な期間を定めて甲に対しその障害の除去（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

ウ 甲の行う履行の追完は、乙が指定した方法により行わなければならない。

エ 甲が乙の定めた相当な期間内に履行の追完を行わないときは、乙は催告することなくその障害の程度に応じた対価の減額請求、本計画により成立した法律関係の解除及び乙に生じた一切の損害の賠償を請求することができる。

オ エにより法律関係を解除した場合の損害賠償金の額は、(12) のウの規定を準用する。

カ 乙は、障害を知った日から1年以内に甲に障害があることを通知しないときは、障害があることを理由として履行の追完の請求、対価の減額の請求、法律関係の解除及び損害の賠償の請求をすることができない。ただし、甲が引き渡し以前に障害があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(7) 禁止行為

甲は、当該土地の引渡しの際までに、次に掲げる行為をしてはならない。

ア 当該土地に地上権、抵当権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。

イ 当該土地に構築物を設置すること。

ウ 当該土地の形質を変更すること（(6) のアの除去義務の履行にともなう行為を除く。）。

(8) 土地の滅失等

本計画の公告後、当該土地の引渡しの際までの間に、天災地変その他、甲又は乙の責に帰することができない理由により当該土地の全部又は一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、乙は本計画により成立する法律関係を解除することができる。

(9) 租税公課の負担

当該土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、甲が負担する。

(10) 所有権の移転の登記

本計画による所有権の移転の登記は、乙の単独申請により行うものとし、甲はこれに協力しなければならない。

(11) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は乙が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して決める。

(12) 法律関係の解除

ア 甲又は乙は、相手方が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。

イ 甲又は乙は、アにより法律関係を解除したときは、その相手方に対して損害賠償金の支払を請求することができる。

ウ イの損害賠償金は、対価の14.0パーセントに相当する額とする。

(13) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び県が協議して定める。

第2 所有権の移転関係（機構⇒受け手用）

1 各筆明細

整理 番号	所有権の移転を受ける者の氏名又は 名称及び住所（A）	(氏名又は名称) ㊸	(住所) 〒 — — — — — （電話番号： — — — — — ）													
	所有権を移転する者の氏名又は名 称及び住所（B）			(氏名又は名称) 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 ○○ ○○	㊸	(住所) 〒790—0003 （電話番号：089-945-1542） 愛媛県松山市三番町四丁目4番地1										
所有権を移転する土地（C）		(A)に移転する所有権（D）			所有権を移転する土地の (B)以外の権原者等（F）			備考								
所	在	地番	現況 地目	面積 ㎡	所有権 の登記 の有無	利用目的	所有権 の移転 時期		対 価 円	対価の支払 方法	対価の 支払期 限	引渡の 時期	農地中間管 理事業の実 施により成 立する所有 権の移転に 係る当事者 間の法律関 係（E）	住 所	氏名又は 名称	権原の 種類

（記載注意）（1）この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別葉とする。

（2）権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。

（3）（C）欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きする。

（4）（C）欄の「所有権の登記の有無」は、登記簿の表題部に所有者の記載がある場合には（表）と、所有権の登記がある場合には（所）と、未登記の場合には（未）と記載する。

（5）（D）欄の「利用目的」は、所有権の移転による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。

（6）（D）欄の「対価」は、当該土地の移転の対価（立木等の額を算入したときはその合計額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を記載する。）の額を記載する。なお、交換の場合で交換差金を伴うときにはその額を記載する。

（7）（E）欄の「所有権の移転に係る当事者間の法律関係」は、「売買」等と記載する。

（8）（F）欄は、（B）欄以外の権原者がいないときは、記入を要しない。

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより行われる所有権の移転は、1 の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 所有権の移転

1 の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権の移転は、本計画の公告があり、1 の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

(2) 法律関係の失効

1 の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。

(3) 所有権以外の権利の消滅

所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、農地中間管理機構（以下「甲」という。）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

(4) 対価の増減額請求

甲及び所有権の移転を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の1 の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、対価の増減を請求しない。

(5) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡しの時 period までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(6) 土地の滅失等

本計画の公告後、当該土地の引渡しの時 period までの間に、天災地変その他、甲又は乙の責に帰することができない理由により当該土地の全部又は一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、乙は本計画により成立する法律関係を解除することができる。

(7) 租税公課の負担

当該土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、甲が負担する。

(8) 所有権の移転の登記

本計画による所有権の移転の登記は、甲の単独申請により行うものとし、乙はこれに協力しなければならない。

(9) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は乙が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して決める。

(10) 法律関係の解除

ア 甲又は乙は、相手方が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。

イ 甲又は乙は、アにより法律関係を解除したときは、その相手方に対して損害賠償金の支払を請求することができる。

ウ イの損害賠償金は、対価の14.0パーセントに相当する額とする。

(11) 所有権取得者の責務

乙は、本計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(12) 買戻特約

乙が当該土地に設定する所有権の移転時期から5年を経過するまでの間において耕作をしないと認められる場合、甲は当該土地の買戻しをすることができる。ただし、乙の不耕作が甲の承認を得た場合を除く。

(13) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画(以下「権利設定等」という。)を受ける者の農業経営の状況等(個人用)

整理番号	氏名又は名称		性別	年 令		農作業従事日数										
現在、所有権を有し耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (A)	現在、所有権以外の権利により耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) (㎡)	主たる経営作目 (C)	世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			主な農機具の所有の状況 (F)	農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)									
			世帯員 (構成員)	農 業 従 事 者	雇用労働力 (年間延日数)			主な家畜の飼養の状況 (E)								
									男	農 業 専 従 者	人	種類	数量			
														人	主として農業に従事する者	人
農 地	田	畑	樹園地	採草放牧地	人日	種類	数量									
(記載注意) (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画、いずれかにその添付があれば、他は添付を要しない。 (2) (A)欄は、所有権が設定されている農用地の面積を記載する。 (3) (B)欄は、所有権以外の権利(賃借権又は使用貸借権等)が設定されている農用地の面積を記載する。 (4) (C)欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。 (5) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のある者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。 (6) (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」について、農用地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する。なお、「住所、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。 (7) 権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況を、別紙に記載し、添付する。																

農用地利用集積等促進計画により所有権の移転(以下「権利設定等」という。)を受ける者の農業経営の状況等(農地所有適格法人用)

整理番号	農地所有適格法人の名称										
現在、所有権を有し耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(A)	現在、所有権以外の権利により耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B)										
	田	農地	田	事業の種類							
	畑	農地	畑	農畜産物名	関連事業等の内容	左記以外の事業内容	主な家畜の飼養の状況(F)				
	樹園地		樹園地	現 在			種類	数量	主な農機具の所有の状況(G)		
	採草放牧地		採草放牧地	権利取得後					種類	数量	
	事業の実施状況及び事業計画										
			農業	左記以外の事業							
			3年前								
			2年前								
		1年前									
		初年度									
		2年目									
		3年目									
権利設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況(D)											
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農用地等の権利設定等	面積 m ²	年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容	市 町	氏 名	住所	住所地、拠点となる場所等	
				権利の種類	前年実績						見込み
権利設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況(E)											
氏名	住所	年間農業及び年間農作業従事状況			権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(I)						
		農業従事日数	農作業従事日数	農作業従事日数							
		前年実績	見込み	前年実績		見込み					
雇用労働力(年間延日数)		人日									

(記載注意)

- (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」)中、いずれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。
- (2) (A)欄は、所有権が設定されている農用地の面積を記載する。
- (3) (B)欄は、所有権以外の権利(賃借権又は使用貸借権等)が設定されている農用地の面積を記載する。
- (4) (C)欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えるものと認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (5) (C)欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (6) (C)欄の「権利取得後」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (7) (C)欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。
また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の促進計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度とするとする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (8) (D)欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。
- (9) (D)欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (10) (D)欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- (11) (E)欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社又はは業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている市町名を記載する。
- (12) (E)欄の「農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度における業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (13) (E)欄の「農業従事日数」欄の「前年実績」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。
- (14) (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」について、農用地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。
- (15) 権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況を、別紙に記載し、添付する。

(別紙)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

１ 農地法その他の農業に関する法令

(１) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 3 条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
②第 4 条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③第 5 条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④第 42 条（措置命令）	有 ・ 無
⑤第 51 条（違反転用に対する処分）	有 ・ 無

(２) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 15 条の 2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
②第 15 条の 3（監督処分）	有 ・ 無

(３) 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第 20 条及び第 25 条参照）	有 ・ 無

(４) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第 24 条（使用の禁止）	有 ・ 無

２ １で「有」の場合

違反の時期	内容

３ 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後 3 年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

年 月 日

農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について、上記のとおり申告します。

氏名又は名称

(記載要領)

- １の(１)及び３については、申告の日から起算して過去 3 年分の状況を記載してください。
- １の(２)、(３)及び(４)については、申告の日現在の状況を記載してください。

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

〇〇 市 町 長

農用地利用集積等促進計画案の提出について

令和 年 月 日付けえ農振第 号で作成依頼のありました農用地利用集積等促進計画案について、令和〇年〇月〇日開催の農業委員会に意見を求めたところ、異議なしと認められたので、別紙のとおり関係書類を添えて提出します。

添付資料 農用地利用集積等促進計画案（様式－３）

番 号
令和 年 月 日

〇〇市町長 様

公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構 理事長

農用地利用集積等促進計画の認可について（通知）

このことについて、別添のとおり認可されましたのでお知らせします。なお、土地所有者（土地購入者）へは別途、通知していることを申し添えます。

添付資料

- 1 農用地利用集積等促進計画の認可書（写し）
- 2 農用地利用集積等促進計画の公告（写し）

番 号
令和 年 月 日

〇〇 〇〇 様
(土地所有者又は土地購入者等)

公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構 理事長

農用地利用集積等促進計画の認可について（通知）

このことについて、別添のとおり認可されましたのでお知らせします。

添付資料

- 1 農用地利用集積等促進計画の認可書（写し）
- 2 農用地利用集積等促進計画の公告（写し）

(参考) 特例事業（売買）の処理チェック表

【機構が売手から買い入れる場合】

農用地利用集積等促進計画による売手からの引き渡し日	令和 年 月 日
農業委員会の開催日（意見聴取可能日）	令和 年 月 日

処理項目等（チェックリスト）

No	処 理 項 目	想定処理日数	処理期限	処理主体	確認欄
0	農用地等の売買に係る申出	—	月 日	売手、買手	
1	特例事業の実施に係る意見書（様式1）及び農用地等の全事項証明書及び売手の住民票、	10 日	月 日	売手、買手、市町	
2	買入に係る農用地利用集積等促進計画案の作成(様式2)及び特例事業に係る買入価格検討表の作成依頼	5 日	月 日	機構	
3	買入に係る農用地利用集積等促進計画案(様式3、様式4)及び特例事業に係る買入価格検討表(参考様式7号)の作成・提出 (作成に当たって、農業委員会の意見を聴取)	10 日	月 日	市町	
4	農業委員会の意見聴取 (促進計画案の作成時に、市町が意見聴取した場合は不要)	—	月 日	機構	
	〔地域計画の区域内の農用地等の場合〕 市町の意見聴取 (市町の作成した促進計画案を決定する場合は不要)	—	月 日		
	〔地域計画の区域外の農用地等の場合〕 利害関係人の意見募集(約1週間、機構HPに掲載)	30 日	月 日		
5	買入に係る農用地利用集積等促進計画の策定	20 日	月 日	機構	
6	市町への認可申請 売手に対し、固定資産税評価証明書、所有権移転等に係る承諾書(参考様式2号)、印鑑登録証明書、口座振込依頼書(参考様式3号)の提出依頼 市町に対し、写しを送付し、取りまとめを依頼	10 日	月 日	機構	
7	買入に係る農用地利用集積等促進計画の認可、公告 機構及び農業委員会への通知	5 日	月 日	市町	
8	買入に係る農用地利用集積等促進計画の認可を売手等へ通知（様式5）	5 日	月 日	機構	
9	固定資産税評価証明書（又は取得同意書）、所有権移転等に係る承諾書、印鑑登録証明書、口座振込依頼書の取りまとめ・提出	10 日	月 日	売手及び市町	
10	農地中間管理機構への農用地等の所有権移転登記 農地中間管理機構から売手への土地代金の支払い(口座振込)	20 日	月 日	機構	
11	土地代金の受領書の提出(参考様式4号)	5 日	月 日	売手及び市町	

【機構が買手に売り渡す場合】

農用地利用集積等促進計画による買手への引き渡し日	令和 年 月 日
農業委員会の開催日（意見聴取可能日）	令和 年 月 日

処理項目等(チェックリスト)

No	処 理 項 目	想定処理日数	処理期限	処理主体	確認欄
0	農用地等の売買に係る申出	—	月 日	売手、買手	
1	特例事業の実施に係る意見書（様式1）及び買手の特例事業参加申込書(参考様式5号)の提出	10 日	月 日	売手、買手、市町	
2	売渡に係る農用地利用集積等促進計画案の作成依頼（様式2）	5 日	月 日	機構	
3	売渡に係る農用地利用集積等促進計画案(様式3、様式4)の作成・提出 （作成に当たって、農業委員会の意見を聴取）	5 日	月 日	市町	
4	農業委員会の意見聴取 （促進計画案の作成時に、市町が意見聴取した場合は不要）	—	月 日	機構	
	〔地域計画の区域内の農用地等の場合〕 市町の意見聴取 （市町の作成した促進計画案を決定する場合は不要）	—	月 日		
	〔地域計画の区域外の農用地等の場合〕 利害関係人の意見募集(約1週間、機構HPに掲載)	30 日	月 日		
5	売渡に係る農用地利用集積等促進計画の策定	20 日	月 日	機構	
6	市町への認可申請 買手に対し、収入印紙、住民票(法人の場合は現在事項全部証明書)、登録免許税の軽減措置に係る証明願(対象となる場合に限る)(参考様式6号)の提出依頼 市町に対し、写しを送付し、取りまとめを依頼	10 日	月 日	機構	
7	売渡に係る農用地利用集積等促進計画の認可、公告 機構及び農業委員会への通知	5 日	月 日	市町	
8	売渡に係る農用地利用集積等促進計画の認可を買手等へ通知（様式5）	5 日	月 日	機構	
9	収入印紙、住民票(法人の場合は現在事項全部証明書)、登録免許税の軽減措置に係る証明願(対象となる場合に限る)の取りまとめ・提出	10 日	月 日	買手及び市町	
10	買手から農地中間管理機構の指定口座への土地代金の支払い(口座振込)	10 日	月 日	買手	
11	買手への農用地等の所有権移転登記 土地代金の受領書の買手への送付	20 日	月 日	機構	

(参考 1)

促進計画記入例

氏名や住所等は、明確に分かり易く記入してください

電話番号は常に確実に繋がる電話番号を記入してください

捺印

捺印

捺印

第 1 所有権の移転関係 (出し手⇒機構用)

1 各筆明細

整理番号	所有権の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)		(氏名又は名称)	公益財団法人 えひめ 農林漁業振興機構 理事長 〇〇 〇〇	(住所) 〒790-0003 (電話番号) 089-945-1542 愛媛県松山市三番町四丁目番地 1								
	所有権を移転する者の氏名又は名称及び住所 (B)		(氏名又は名称)	愛媛 太 郎	(住所) 〒000-0000 (電話番号) 0000-000-0000 愛媛県〇〇市△△町◇丁目×××								
所 在	地 番	現 況 地 目	面積 ㎡	所有権 の登記 の有無	利用 的	所有権の 移転時期	対 価 円	対価の 支払方法	対価の 支払期限	引渡の時期	農地中間管理 事業の実施に より成立する 所有権の移転 に係る当事者 間の法律関係 (E)	所有権を移転する土地の (B)以外の権原等 (F)	備考
〇〇市△△ 町×××	100	田	1,000	有	水田として利用	本促進計画 の公告日から 3 日を経過した日	500,000	Bが指定する 口座に振り込む	登記を完了 した日から 30 日を経 過する日	対価の支払 日	売 買	〇〇市△△ 町××	愛媛 次郎 所有権 ㊟
〇〇市△△ 町×××	200	田	2,000	有	露地野菜栽培 に利用		1,000,000					〇〇市△△ 町××	愛媛 三郎 所有権 ㊟
												共有者の同意が必要です 抵当権は必ず抹消してください	
												所有権や相続は必ず 登記してください	
												対価は、必ず筆ごとに記入 してください	
												所有権移転登記に記載される 移転日になります	

(参考2)

促進計画記載例

氏名や住所等は、明確に分かり易く記入してください

第2 所有権の移転関係（機構⇒受け手用）

1 各筆明細

整理 番号	所有権の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)	伊 予 一 郎 ㊞		(住所) 〒000-0000 (電話番号：0000-000-0000) 愛媛県〇〇市△△町◇丁目×××		電話番号は常に確実に繋がる電話番号を記入してください							
		所有権を移転する者の氏名又は名称及び住所 (B)	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 〇〇 〇〇		(住所) 〒790-0003 (電話番号：089-945-1542) 愛媛県松山市三番町四丁目4番地1								
所 在	地番	現況 地目	面積 ㎡	所有権 の登記 の有無	利用目 的	所有権の 移転時期	対 価 円	対価の 支払方法	対価の 支払期限	引渡の時期	農地中間管理 事業の実施に より成立する 所有権の移転 に係る当事者 間の法律関係 (E)	所有権を移転する土地の (B)以外の権原者等 (F)	備考
〇〇市△△ 町×××	100	田	1,000	有	水田と して利 用	対価の支払 日	500,000	Bが指定する 口座に振り込む	本促進計画 の公告日から 21日を経過した日	所有権の移 転登記日	売買	氏名又は 名称	
	200	田	2,000	有	露地野 菜栽培 に利用		1,000,000					住所	
所有権移転登記に記載される移転日になります												対価は、必ず筆ごとに記入してください	

農地中間管理事業関係様式

相続人代表者届出書

令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

相続人代表者

氏 名 _____ ⑩

住 所 _____

被相続人との続柄 _____

今回、下記の被相続人の別記不動産について、私が関係相続人から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく契約、利用料の受領に係る権限を委任されましたので、相続人代表者であることを届出します。

なお、この件に関して争いが生じたときは私の責任において解決し、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構に対して一切迷惑をかけないことを誓約します。

被 相 続 人	氏 名			
	死亡時の住所			
	死 亡 年 月 日			
相 続 人	氏 名	被相続人 との続柄	住 所	相続分
摘要				

【添付資料】法定相続人が分かる相続図、関係相続人の委任状

記

不動産の表示

所在・地番	地目	面積（㎡）	備考

委任状

住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、末尾記載の不動産についての契約、利用料の受領に関する一切の権限を委任する。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

記

不動産の表示

所 在・地 番	地 目	面 積 (㎡)	備 考

(参考)

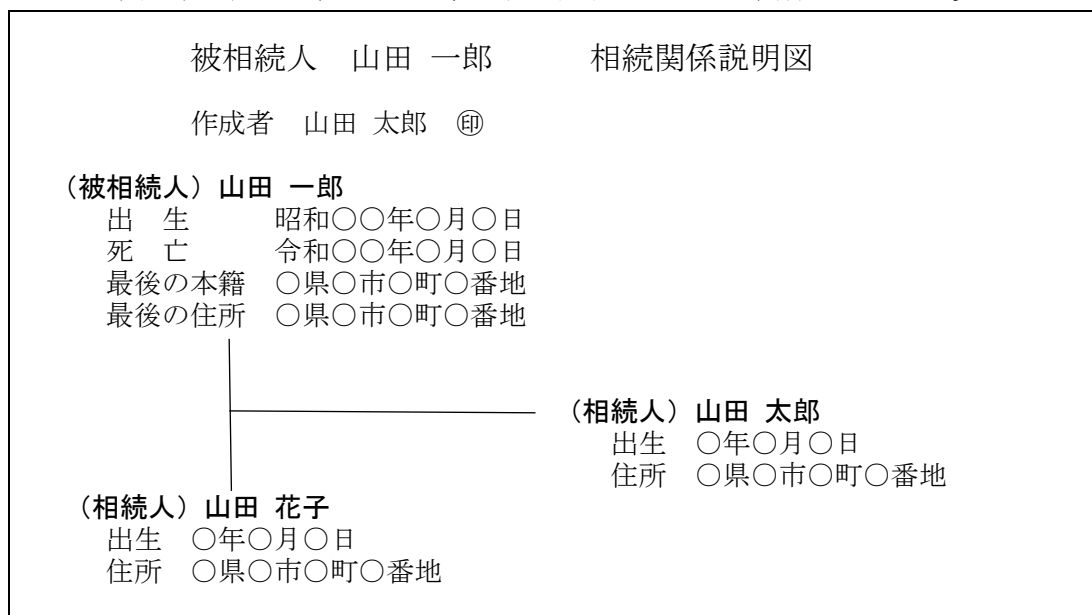
【相続関係説明図の作り方】

相続関係説明図の作成には以下のものが必要となりますので、準備して下さい。

- ・亡くなった人の戸籍謄本
- ・亡くなった人の住民票
- ・相続人の戸籍謄本
- ・相続人の住民票

相続関係説明図のサンプル

※名前等はすべて架空であり、実在の人物とはなんら関係ありません。



- ・上記の例では、山田一郎が亡くなった方です。
- ・山田花子は、山田一郎の妻です。
- ・山田太郎は、2人の子供です。
- ・上記のように、夫婦関係と子供の間接関係を示す線を引いて、それぞれの住所、氏名、生年月日などを記入します。
- ・相続関係説明図に記載する人は、相続権のある相続人のみです。
- ・上記の場合、山田一郎の親や兄弟姉妹は相続権がありませんので、記載する必要はありません。
- ・作成者は、不動産を相続する方のお名前にします。
- ・相続する人が複数いる場合は、どなたかお一人を作成者としてください。
- ・作成者の氏名の右横に、作成者の印を押します。
- ・左上に亡くなった方の氏名、生年月日、死亡日、最後の本籍、最後の住所を記入します。
- ・亡くなった方の戸籍謄本を見ながら記入します。
- ・左下には配偶者の氏名、住所、生年月日を記入します。
- ・右には亡くなった方の子供の氏名、住所、生年月日を記入します。
- ・住民票を見ながら記入しましょう。

(参考)

【相続人代表者届出書、委任状の作成上の留意事項】

1 相続人代表者届出書

- (1) 相続人代表者本人が記載すること。
- (2) 自署するとともに押印すること。
- (3) 相続分は、法定相続分を記載すること。
- (4) 相続関係図は、戸籍謄本、除籍謄本等により記載すること。
- (5) 不動産の表示は、委任された農用地全てを記載すること。
- (6) 相続人代表者届出書を表面に、不動産の表示を裏面として印刷すること。

2 委任状

- (1) 法定相続人各個人別に、相続人代表者に委任すること。
- (2) 自署するとともに押印すること。
- (3) 不動産の表示は、委任する農用地全てを記載すること。

農用地貸付利用料口座振込依頼書

令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

(電話番号: _____)

農地中間管理事業に係る農用地貸付利用料は、以下の金融機関の指定口座に振り込んでくださいますようお願いいたします。

金融機関名	銀行 農業協同組合			支店名 支所名		支店 支所	
口座種別	普通 ・ 当座						
口座番号							
(フリガナ) 口座名義							

《注 1》 ゆうちょ銀行への振込はできません。

《注 2》 口座は本人名義のものに限ります。

《注 3》 内容に変更があるときは速やかに届け出てください。

《注 4》 必ず口座名義人のフリガナを記載してください。

届 出 事 項 変 更 届

令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 御中

※（変更前）のおところ・お名前をご記入ください。

〒	☎ ()	—
おところ		
お名前		

次のとおり届出事項を変更しますのでお届けします。（変更する項目のみご記入ください）

氏名又は名称								
住 所	〒							
連 絡 先	(携帯)							
振込指定金融機関 及び 口座番号	金融機関名				支店名			
	預貯金種目	口 座 番 号 (数字のみを右つめで記入して下さい)						
	1.普通 2.当座							
(フリガナ) 口座名義								
変更理由	代表者変更・振込口座変更・改姓・その他 ()							

※ 代表者変更につきましては、登記簿謄本等、変更が確認できる資料の写しを添付してください。

※ 賃借料口座振替に関する変更につきましては、預貯金口座振替依頼書が必要となりますので下記までご連絡ください。

—お問合せ・連絡先—

公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構 農地中間管理事業班

住 所：愛媛県松山市三番町四丁目4番地1 愛媛県林業会館内

電 話：089-945-1542

F A X：089-932-7825

Eメール：enk-nouchi@enk.or.jp

相 続 届

令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

住 所

氏 名

印

下記農地について、相続により所有権を取得したので、届け出ます。

記

1 権利を取得した者の氏名等

氏 名	住 所

2 届け出に係る土地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	備 考

3 権利を取得した日

令和（平成） 年 月 日

4 権利を取得した事由

5 取得した権利の種類及び内容

機構に農用地等を 15 年以上の期間、貸付けていただく所有者の方へ

(公財) えひめ農林漁業振興機構

農地中間管理機構に貸し付けた農用地等については、機構関連農地整備事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

なお、機構関連農地整備事業とは、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項（同法第 96 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）に基づいて行う土地改良事業です。

○ 機構関連農地整備事業の内容

(機構チェック欄)

- ☐ ・機構関連農地整備事業の対象となる農用地等は、愛媛県農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）の**借受期間**が機構関連農地整備事業の計画の決定（公告）時から **15 年以上**あるものです。
- ☐ ・機構関連農地整備事業は、愛媛県又は市町が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の**申請によらず**、愛媛県又は市町が**農業者の費用負担や同意を求めず**に、農地の区画整備や農業用排水路、農道、暗渠等の整備を行う基盤整備事業です。
- ☐ ・事業実施地域については、愛媛県又は市町が各市町・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

○ 留意事項

- ☐ ・機構関連農地整備事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
- ☐ ・機構関連農地整備事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、機構関連農地整備事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り受けるに当たって、所有者や貸付けの相手に対して必ず行うこととされています。

令和 年 月 日

(説明者)

説明実施機関（又は農地中間管理機構）

氏 名

上記内容について説明を受けました。

(農地所有者)

氏 名

機構関連農地整備事業実施の機運が高い地域における借受希望の皆様へ

(公財)えひめ農林漁業振興機構

農地中間管理機構が貸付けた農用地等については、機構関連農地整備事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

なお、機構関連農地整備事業とは、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項同法第 96 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。)に基づいて行う土地改良事業です。

- 機構関連農地整備事業は、愛媛県又は市町が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、愛媛県又は市町が**農業者の費用負担や同意を求めず**に、農地の区画整備や農業用排水路、農道、暗渠等の整備を行う基盤整備事業です。
- 事業実施地域については、愛媛県又は市町が各市町・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。
- 農地中間管理機構から借り受けている農用地等を目的以外の用途に使用等した場合には、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、機構関連農地整備事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を貸し付けるに当たって、所有者や貸付けの相手に対して必ず行うこととされています。

印 紙

農作業等受委託契約書

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより、農作業等受委託契約を締結する。

この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

委託者(以下「甲」という。)

郵便番号 790-0003

住 所 松山市三番町四丁目4-1

氏 名 (公財)えひめ農林漁業振興機構

理事長 ○○ ○○ 印

電 話 089-945-1542

受託者(以下「乙」という。)

郵便番号

住 所

氏 名 □□ □□ 印

電 話

第1条 甲は、乙に対し、別表に提示する農用地について、「委託する農作業欄」に記載した農作業を委託し、乙はこれを受託する。

第2条 甲は、乙に対し、前条に提示する農用地において生産・収穫された農産物の販売を委託し、乙はこれを受託する。

第3条 乙は、第2条により甲が乙に販売を委託した農産物の販売収入に応じ、当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することができるものとする。

第4条 乙は、第3条により農産物の販売収入から農作業及び販売の受託の対価として充当した額を差し引いた額を3月末までに甲に対して支払うものとする。

第 5 条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第 6 条 甲と乙の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要がある場合には、甲乙協議のうえ変更することができるものとする。

(別 表)

農用地の所在・地番	地目	面積 m ²	権利の種類	委託する農作業

特定貸付けを行った旨の証明書

証 明 願

令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構理事長 様

申請者 住 所
氏 名

㊞

第 70 条の 4 の 2 第 1 項、第 3 項又は第 5 項
租税特別措置法 の適用を受けるため、同法
第 70 条の 6 の 2 第 1 項又は第 3 項

第 70 条の 4 第 1 項
の規定の適用を受ける下記の農地等について行われた貸付けが同法
第 70 条の 6 第 1 項

第 70 条の 4 の 2 第 1 項各号
に掲げる農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項
第 70 条の 6 の 2 第 1 項各号

に規定する農地中間管理事業のために行われた貸付けであることを証明願います。

記

所 在 地 番	地 目	面 積 (㎡)	貸付けが行われた年月日

第 号

上記の農地等について行われた貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条
第 3 項に規定する農地中間管理事業のために行われた貸付けであることを証明する。

令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 ㊞

※ 該当する条項を○で囲むこと（第 70 条の 4 は贈与税関係、第 70 条の 6 は相続税関係）

各市町長
各市町農業委員会長 様

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長

市町職員が機構職員を兼務する場合における農用地利用集積等促進計画
策定事務の簡素化について

日頃より、農地中間管理事業の推進に対しまして、御理解や御尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、4月より一部市町において市町職員が機構職員を兼務することに伴い、農用地利用集積等促進計画の策定事務につきまして、事務処理を簡素化しその処理期間を短縮するため、兼務職員が策定事務を行う場合に限り、次のとおり農地中間管理事業実施要領（以下、「実施要領」という。）に規定する事務の一部を省略することとしましたので、御承知のうえ、適正に対応いただきますようお願いいたします。

なお、機構において機構職員が行う策定事務については、これまでどおり実施要領の規定に基づき行いますことを申し添えます。

今後とも、農地中間管理事業の推進等に御理解、御協力をお願いいたします。

記

1 省略する事務

実施要領第7に規定する「（1）農地中間管理事業の実施に係る意見書の提出」、
「（2）農用地利用集積等促進計画案の作成依頼」及び「（3）農地中間管理事業の
実施中止」に関する事務

2 省略する理由

市町職員が機構職員を兼務することにより、農業者の貸借意向、貸借する農用地
の情報、貸借に対する市町の意見等を容易かつ的確に確認できると考えられる為

農地貸借の合意解約関係様式

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

市 町 長 ○○ ○○ ⑩

農地賃貸借契約の合意解約について（依頼）

このことについて、下記の者より別紙のとおり合意解約したい旨の申し出がありましたので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 賃貸人

住 所：

氏 名：

2 賃借人

住 所：

氏 名：

3 申請書類等

(1) 賃貸人

- ①農地賃貸借合意解約願い
- ②農地賃貸借合意解約書
- ③農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書

(2) 賃借人

- ①農地賃貸借合意解約願い
- ②農地賃貸借合意解約書
- ③農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書
- ④（印鑑証明書）※

※ 市町の農業委員会によっては印鑑証明書が必要な場合があります

農地賃貸借契約合意解約願い

令和 年 月 日

公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

申出人 住 所

氏 名 ⑩

私こと、平成（令和） 年 月 日付け、第 号により賃貸借した下記の農地について、下記理由により賃貸借契約の一部・全部を合意解約願います。

記

1 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面積(㎡)	備 考
		台帳	現況		
計	筆				

2 解約理由

※ 賃貸人・賃借人のそれぞれからの「解約願い」が必要です

農地賃貸借合意解約書

1 賃貸借の当事者の氏名（名称）および住所

当事者の別	氏 名(名 称)	現 住 所
賃貸人		
賃借人	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構	松山市三番町四丁目 4－1

2 土地の所在、地番、地目および面積

土地の所在	地 番	地 目		面 積(m ²)	備 考
		台 帳	現 況		
計	筆				

3 合意が成立した日 令和 年 月 日
 土地の引渡しの時期 令和 年 月 日

4 その他参考となるべき事項

上記のとおり解約について合意が成立したので、後日のため、本解約書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

賃貸人 ○○市○○町○○
 ○○ ○○ ⑤

賃借人 松山市三番町四丁目 4－1
 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構
 理事長 ○○ ○○ ⑤

農地賃貸借合意解約書

1 賃貸借の当事者の氏名（名称）および住所

当事者の別	氏 名(名 称)	現 住 所
賃貸人	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構	松山市三番町四丁目 4－1
賃借人		

2 土地の所在、地番、地目および面積

土地の所在	地 番	地 目		面 積(m ²)	備 考
		台 帳	現 況		
計	筆				

3 合意が成立した日 令和 年 月 日
 土地の引渡しの時期 令和 年 月 日

4 その他参考となるべき事項

上記のとおり解約について合意が成立したので、後日のため、本解約書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

賃貸人 松山市三番町四丁目 4－1
 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構
 理事長 ○○ ○○ 印

賃借人 ○○市○○町○○
 ○○ ○○ 印※

※ 市町の農業委員会によっては実印が必要な場合があります

農地法第18条第6項の規定による通知書

下記土地について賃貸借の解約をしたので、農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により通知します。

令和 年 月 日

〇〇市町農業委員長 様

通知者（賃貸人） 〇〇市〇〇町〇〇
〇〇 〇〇 ⑩

通知者（賃借人） 松山市三番町四丁目4-1
公益財団法人えひめ農林漁業振興機構
理事長 〇〇 〇〇 ⑩

1 賃貸借の当事者の氏名（名称）および住所

当事者の別	氏 名(名 称)	現 住 所
賃貸人		
賃借人	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構	松山市三番町四丁目4-1

2 土地の所在、地番、地目および面積

土地の所在	地 番	地 目		面 積(m ²)	備 考
		台 帳	現 況		
計	筆				

3 賃貸借契約の内容

公 告 日： 平成(令和) 年 月 日付け公告

契 約 期 間： 平成(令和) 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 〇年間

年額賃借料： 円

4 農地法第18条第1項ただし書の該当する事由の詳細

合意による解約（農地法第18条第1項第2号）

5 賃貸借の申入れ、合意解約または更新拒絶の通知をした日

解 約 の 申 入 れ を し た 日 令和 年 月 日

更 新 拒 絶 を 通 知 し た 日 令和 年 月 日

合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日

合意による解約をした日 令和 年 月 日

6 土地の引渡時期 令和 年 月 日

7 その他参考となる事項

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書

下記土地について賃貸借の解約をしたので、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定により通知します。

令和 年 月 日

〇〇市町農業委員長 様

通知者（賃貸人） 松山市三番町四丁目 4－1
 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構
 理事長 〇〇 〇〇 ⑩

通知者（賃借人） 〇〇市〇〇町〇〇
 〇〇 〇〇 ⑩ ※

※ 市町の農業委員会によっては実印が必要な場合があります

1 賃貸借の当事者の氏名（名称）および住所

当事者の別	氏 名(名 称)	現 住 所
賃貸人	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構	松山市三番町四丁目 4－1
賃借人		

2 土地の所在、地番、地目および面積

土地の所在	地 番	地 目		面 積(㎡)	備 考
		台 帳	現 況		
計	筆				

3 賃貸借契約の内容

公 告 日： 平成(令和) 年 月 日付け公告
 契 約 期 間： 平成(令和) 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 〇年間
 年額賃借料： 円

4 農地法第 18 条第 1 項ただし書の該当する事由の詳細

合意による解約（農地法第 18 条第 1 項第 2 号）

5 賃貸借の申入れ、合意解約または更新拒絶の通知をした日

解 約 の 申 入 れ を し た 日 令和 年 月 日
 更 新 拒 絶 を 通 知 し た 日 令和 年 月 日
 合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日
 合意による解約をした日 令和 年 月 日

6 土地の引渡時期 令和 年 月 日

7 その他参考となる事項

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

市 町 長 ○○ ○○ ⑩

農地使用貸借契約の合意解約について（依頼）

このことについて、下記の者より別紙のとおり合意解約したい旨の申し出がありましたので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 貸 人

住 所：

氏 名：

2 借 人

住 所：

氏 名：

3 申請書類等

(1) 貸 人

①農地使用貸借合意解約願い

②農地使用貸借合意解約書

③農地の使用貸借解約通知書

(2) 借 人

①農地使用貸借合意解約願い

②農地使用貸借合意解約書

③農地の使用貸借解約通知書

農地使用貸借契約合意解約願い

令和 年 月 日

公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

申出人 住 所

氏 名 ⑩

私こと、平成（令和） 年 月 日付け、第 号により使用貸借した下記の農地について、下記理由により使用貸借契約の一部・全部を合意解約願います。

記

1 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面積(m ²)	備 考
		台帳	現況		
計	筆				

2 解約理由

※ 貸人・借人のそれぞれからの「解約願い」が必要です

農地使用貸借合意解約書

1 使用貸借の当事者の氏名（名称）および住所

当事者の別	氏 名(名 称)	現 住 所
貸 人		
借 人	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構	松山市三番町四丁目 4 - 1

2 土地の所在、地番、地目および面積

土地の所在	地 番	地 目		面 積(㎡)	備 考
		台 帳	現 況		
計	筆				

3 合意が成立した日 令和 年 月 日
土地の引渡しの時期 令和 年 月 日

4 その他参考となるべき事項

上記のとおり解約について合意が成立したので、後日のため、本解約書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

貸 人 ○○市○○町○○
○○ ○○ (印)

借 人 松山市三番町四丁目4-1
公益財団法人えひめ農林漁業振興機構
理事長 ○○ ○○ (印)

農地使用貸借合意解約書

1 貸借の当事者の氏名（名称）および住所

当事者の別	氏 名(名 称)	現 住 所
貸 人	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構	松山市三番町四丁目 4－1
借 人		

2 土地の所在、地番、地目および面積

土地の所在	地 番	地 目		面 積(㎡)	備 考
		台 帳	現 況		
計	筆				

3 合意が成立した日 令和 年 月 日
 土地の引渡しの時期 令和 年 月 日

4 その他参考となるべき事項

上記のとおり解約について合意が成立したので、後日のため、本解約書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

貸 人 松山市三番町四丁目 4－1
 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構
 理事長 ○○ ○○ 印

借 人 ○○市○○町○○
 ○○ ○○ 印

農地の使用貸借解約通知書

下記の農地について、使用貸借の合意解約をしたので通知します。

令和 年 月 日

〇〇市町農業委員長 様

通知者（貸人） 〇〇市〇〇町〇〇
〇〇 〇〇 ⑩

通知者（借人） 松山市三番町四丁目 4－1
公益財団法人えひめ農林漁業振興機構
理事長 〇〇 〇〇 ⑩

1 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面積(㎡)	備 考
		台帳	現況		

2 使用貸借契約の内容

貸借期間 平成(令和) 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 合意による解約をした日 令和 年 月 日

4 土地の引渡しの時期 令和 年 月 日

5 その他参考となる事項

農地の使用貸借解約通知書

下記の農地について、使用貸借の合意解約をしたので通知します。

令和 年 月 日

〇〇市町農業委員長 様

通知者（貸人） 松山市三番町四丁目 4－1
公益財団法人えひめ農林漁業振興機構
理事長 〇〇 〇〇 印

通知者（借人） 〇〇市〇〇町〇〇
〇〇 〇〇 印

1 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面積(m ²)	備 考
		台帳	現況		

2 使用貸借契約の内容

貸借期間 平成(令和) 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 合意による解約をした日 令和 年 月 日

4 土地の引渡しの時期 令和 年 月 日

5 その他参考となる事項

**農地中間管理事業に係る
地域相談員設置要領
(令和5年4月1日改正)**

農地中間管理事業に係る地域相談員設置要領

(設置)

第1条 この要領は、農地中間管理事業実施要領第13（地域相談員の設置）に基づく地域相談員（以下「相談員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 市町は農地の斡旋・調整に能力のある者を機構へ推薦し（様式－1及び様式－2）、機構はその者の中から適任と認められる者を相談員に委嘱する（様式－3）。

(任期)

第3条 相談員の任期は、3年とする。ただし、年度途中において委嘱された者の任期は、委嘱当日から2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(身分証の交付)

第4条 機構は、相談員に対して身分証（様式－4）を交付する。

2 相談員は、この要領に定める業務に従事するときは身分証を携帯し、関係者から要求があったときはこれを提示しなければならない。

3 相談員は、委嘱を解除されたときには、身分証を返却しなければならない。

(任務)

第5条 相談員は、次に掲げる業務を行う。

（1）1年以内に借り受けられることが確実と見込まれる貸付希望農地等について状況を調査し、機構が農地中間管理権を取得する際に助言すること。

（2）機構が農地中間管理権を取得した農用地等について、保全管理を委託できる者を求め、市町に推薦すること。

（3）その他、機構が市町を通じて求める業務

(業務の指示・報告)

第6条 相談員は、市町の指示を受けて業務に従事し、結果を市町へ報告する。

2 市町は、予め機構に対して相談員に指示する業務内容の了解を得るものとする。

3 相談員は、従事した月の業務内容を業務報告書（様式－5）に取りまとめ、市町に内容の確認を求める。

4 相談員は、翌月の10日までに機構へ業務報告書（様式－5）を提出する。

(経費)

第7条 機構は、相談員から提出された業務報告書に従い、予算の範囲内で次の各号に基づき、相談員に謝金を支払う。

- (1) 謝金は、1時間当たり1千円とし、月の業務時間の合計に対して支払う。ただし、1日当たり8千円を上限とする。
- (2) 1ヶ月の業務時間の合計に1時間未満の端数がある場合は、切り捨てる。
- (3) 業務時間は、自宅から出発した時点を起点として、自宅に帰着した時点を終点とする。
- (4) 機構は、業務にかかる交通費を支給しない。
- (5) 機構は、当月分の謝金を翌月の末日に相談員が指定する口座に振り込む。
- (6) 機構は謝金の支払いにおいて源泉徴収しないため、相談員は自ら所得税の確定申告を行うものとする。

(遵守事項)

第8条 相談員は、業務により知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。退任した後も同様とする。

(委嘱の解除)

第9条 機構は、相談員が業務の推進上不適任と認めたときは、解任することができる(様式-6)。

(事故等の責任)

第10条 相談員が委嘱を受けた業務中に交通事故等に遭遇した場合には、自らの責任において対処することとし、機構はその責任を負わない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、農地中間管理事業に係る地域相談員に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成26年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(様式－１)

年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

〇〇市町

印

農地中間管理事業に係る地域相談員の推薦について

農地中間管理事業に係る地域相談員設置要領第２条の規定に基づき、次の者を地域相談員に推薦します。

記

- １ 氏 名
- ２ 住 所
- ３ 推薦調書（別添）

(様式－１)添付資料

地域相談員推薦調書

フリガナ		性 別
氏 名		
生年月日	年 月 日 (歳)	
現住所		
連絡先	電話番号() —	
主な経歴		
推薦理由		

(様式－２)

承 諾 書

農地中間管理事業に係る地域相談員の就任について
承諾します。

年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構理事長 様

住 所

氏 名

⑨

(様式－３)

委 嘱 状

様

農地中間管理事業に係る地域相談員を委嘱する。

期間は、 年 月 日までとする。

年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 印

(様式－４)

(表)

交付第	号
身 分 証	
下記の者は、農地中間管理事業に係る地域相談員であることを証明します。	
住 所	
氏 名	
年 月 日	
公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長	
印	

(裏)

1 相談員は、業務を行うときは身分証を携帯しなければならない。
2 身分証を他人に譲渡又は貸与してはならない。
3 相談員が死亡又は委嘱期間が満了したときは、身分証を返還しなければならない。

業 務 報 告 書

地域相談員

月 日	曜	開始時間～終了時間	業 務 内 容
		～ (時 間 分)	
計		時間	

上記の内容を確認しました。〇〇市・町 課 係

(様式－6)

第 号
年 月 日

〇〇市町 様

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長

印

農地中間管理事業に係る地域相談員の解嘱について

農地中間管理事業に係る地域相談員設置要領第9条の規定に基づき、地域相談員を解嘱します。

記

- 1 地域相談員名
- 2 解 嘱 日
- 3 解嘱の理由

農地中間管理事業における
重点実施区域の届出要領
(令和5年4月1日制定)

農地中間管理事業における重点実施区域の届出要領

公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構

1 この要領は、農地中間管理事業規程（以下「事業規程」という。）2に基づき、地域計画の区域内が「農地中間管理事業を重点的に実施する区域（以下「重点実施区域」という。）」になることを踏まえ、重点実施区域の設置状況や地区の概要等を把握するため、地域計画を策定する市町による重点実施区域に関する届出について定める。

2 重点実施区域の届出等

(1) 地域計画を策定した市町は、「農地中間管理事業重点実施区域の届出について」（様式1）により、機構に届け出るものとする。

(2) 市町は、地域計画を変更したときは、「農地中間管理事業重点実施区域の変更について」（様式2）に必要事項を記載し、機構に届け出るものとする。

3 モデル地区の選定

(1) 機構は、重点実施区域のうち、農地中間管理事業の実績があり、特徴ある取組みをしており、他地域のモデルとすべき区域を、農地中間管理事業のモデル地区（以下「モデル地区」という。）に選定するものとする。ただし、機構は、重点実施区域以外の区域をモデル地区として選定することができる。

(2) モデル地区については、機構が県と協議のうえ、選定するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式 1

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

市 町 長 名

印

農地中間管理事業重点実施区域の届出について

令和 年 月 日付で 地区対象とした地域計画を策定したので、重点
実施区域として別紙のとおり届出します。

(添付書類) ○○地区地域計画

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

市 町 長 名

印

農地中間管理事業重点実施区域の変更について

令和 年 月 日付けで〇〇地区地域計画を変更したので、重点実施区域について、下記のとおり変更内容を届出します。

記

重点実施区域名	変 更 内 容
	(地区名、対象集落、農用地の面積、集積率の目標、農業を担う者等の変更内容を記入してください。)

(添付書類) 変更後の〇〇地区地域計画

